

八街市環境白書

平成29年版（第26号）



千葉県八街市



平成29年度 環境保全ポスターコンクール 最優秀作品

〈小学校低学年の部〉

八街市立交進小学校 2年 栗原 寧彩
 (パパがいっしょけんめいそだてたやさしい
 ゴミをすてないでください。)



平成29年度 環境保全ポスターコンクール 最優秀作品

〈中学校の部〉

八街市立八街南中学校 1年 山田 恋菜
 (ポイ捨て禁止きれいな世界に)



平成29年度 環境保全ポスターコンクール 最優秀作品

〈小学校高学年の部〉

八街市朝陽小学校 4年 柳光騎
 (温暖化STOP)

は じ め に

平成29年度版「八街市環境白書」をここに発行します。

1990年代以降、地球の温暖化、オゾン層の破壊等の地球環境問題が深刻な問題としてクローズアップされ大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした社会経済活動が一地域の環境問題にとどまらず、地球環境を脅かし将来の世代にも影響を及ぼす事が懸念されました。

さらに、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災により、我が国のエネルギーをめぐる情勢は大きな転換期を迎えています。

地球温暖化問題はこうしたエネルギーをめぐる社会情勢の変化と密接に関係している問題であり、より効果的に対応するためにも、エネルギー対策と温暖化対策を包摂する具体的な事業が必要となっています。

八街市では、昼間の電力需要のピークの緩和、地域における再生可能エネルギーの導入促進等を図るために、住宅用太陽光発電システムを設置したご家庭には補助金を交付しております。

本書は平成28年度の八街市における環境状況や保全に関する施策について、概要を取りまとめたものです。

最後に本書が市民の皆様に広く活用され、環境に関する理解を深め、これからの環境保全に向けての行動を展開していくための一助となることを願っております。

平成30年3月

八 街 市 長 北 村 新 司

目 次

第1章 八街市の概要

1	位 置	1
2	自 然	2
3	人 口	3
4	産 業	4
5	土地利用	4

第2章 環境行政の概要

1	機 構	6
2	予 算	7
3	環境審議会	7
4	広域的環境保全組織等	8

第3章 大気汚染

1	大気汚染の現状	10
2	大気汚染の対策	11

第4章 水質汚濁

1	水質汚濁の現状	12
2	公共用水域の現状	13
3	水質汚濁の対策	22

第5章 騒音・振動

1	騒音・振動の現状	27
2	騒音・振動の対策	32

第6章 地盤沈下

1	地盤沈下の現状	38
2	地盤沈下の対策	43

第7章 悪 臭		
1 悪臭の現状	45
2 悪臭の対策	45
第8章 廃 棄 物		
1 ごみ処理の現状	51
2 ごみ処理の対策	55
3 し尿の現状	59
4 し尿の対策	64
5 産業廃棄物の現状と対策	67
第9章 環境衛生		
1 衛生害虫駆除	70
2 食品衛生	70
3 動物愛護	71
第10章 緑地保全		
1 緑地保全の現状	72
2 緑化の推進	73
資 料 編		
1 八街市環境保全条例概要	74
2 八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	...	76
3 環境行政のあゆみ	77
4 用 語 集	80

第1章 八街市の概要

1 位置

千葉県北部のほぼ中央に位置し、東京から50km圏内にあり、京葉工業地帯から20km、成田国際空港から10kmの位置にあります。東は山武市に接し、南は東金市、千葉市に接し、西は佐倉市、北は酒々井町、富里市に接しています。

広ぼうは、東西に狭く約7.7km、南北に長く約16km、面積は74.94km²です。市中央は市街地をなして、周囲に平坦な畑作地帯が広がり、南西部および北部に水田地帯が点在しています。

図1-1 八街市の位置



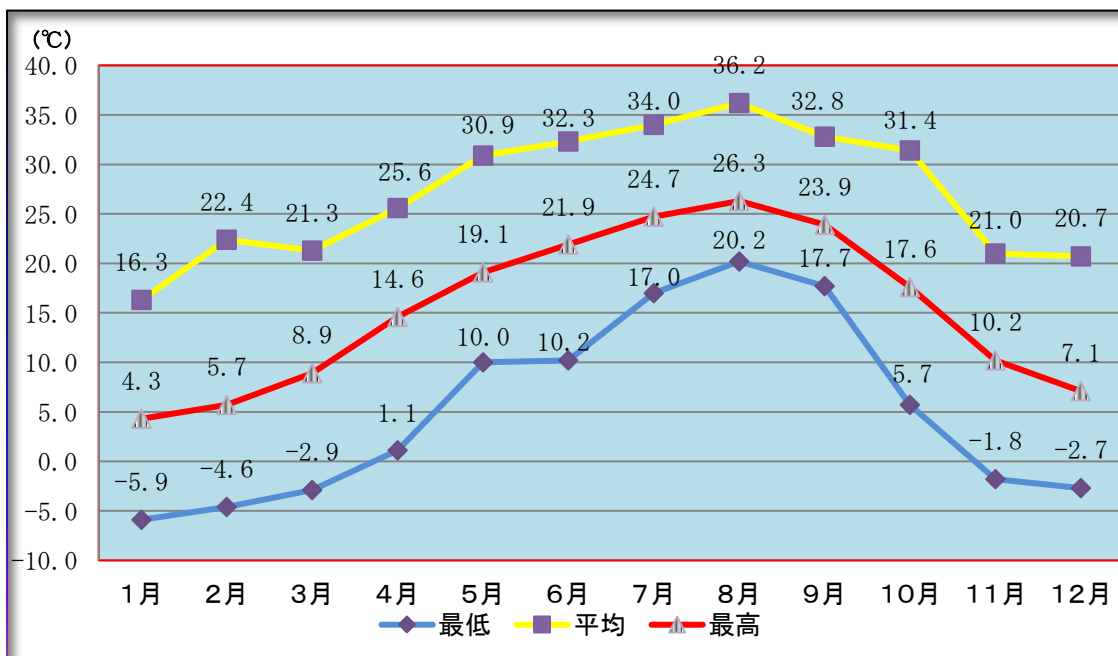
2 自然

八街市の地形は、緩やかな起伏のある台地状であり、市境の各方面から数本の深い谷津が入り込んでいます。全体にやや北へ傾斜しており、水系は印旛沼水域に含まれますが、分水界により東方向へ流出する部分もあります。

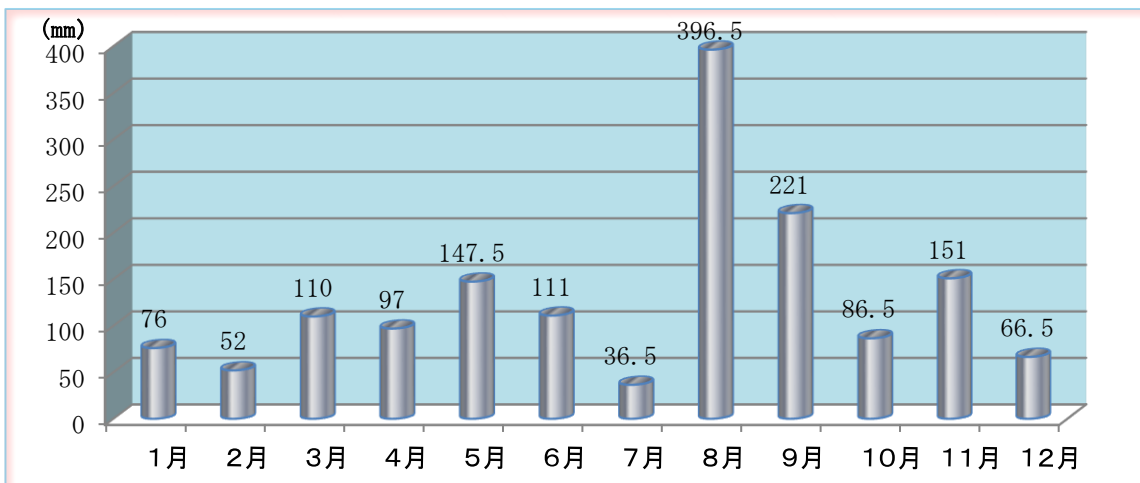
地質は、第4紀古層から形成され、上部は厚い関東ローム層で覆われています。田・畑地が全土の約5割を占め、これを取り巻く防風林などの林地が約2割、その他の約3割が市街地です。

気象は、おおむね年平均気温15.4℃、最高気温36.2℃、最低気温-5.9℃、年間を通じて温暖な気候です。降水量は、年間1,551.5mm程度です。

図1-2 月別気温及び降水量(平成28年1月～12月)



資料:佐倉地域気象観測所



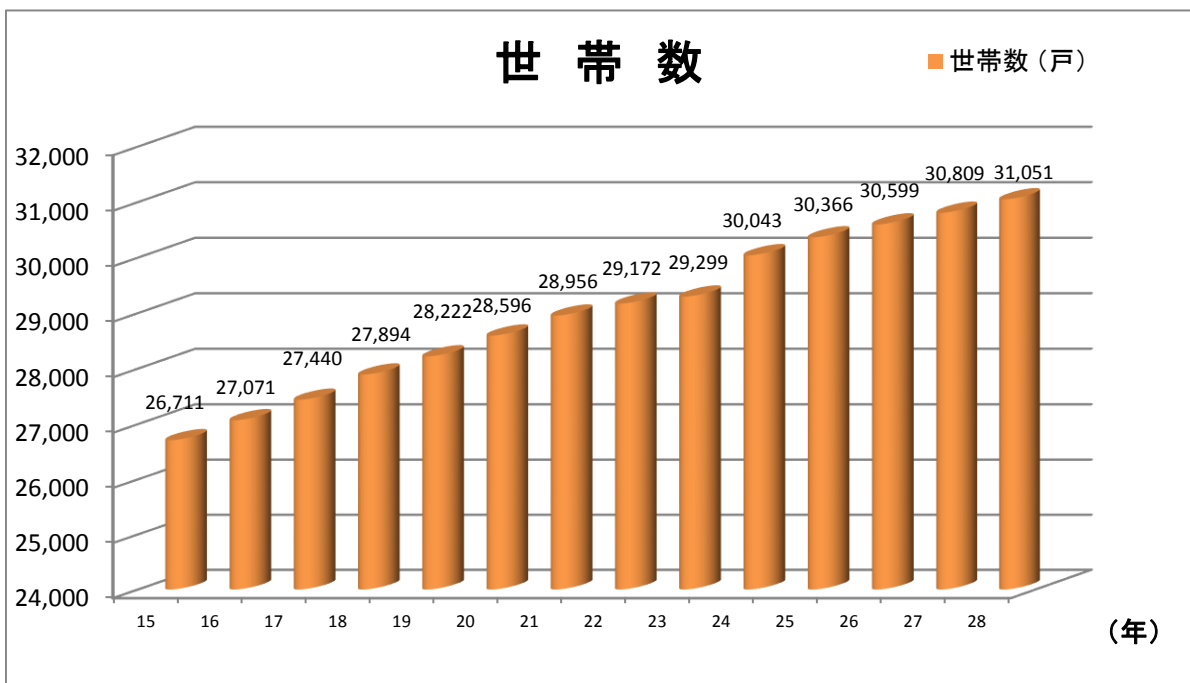
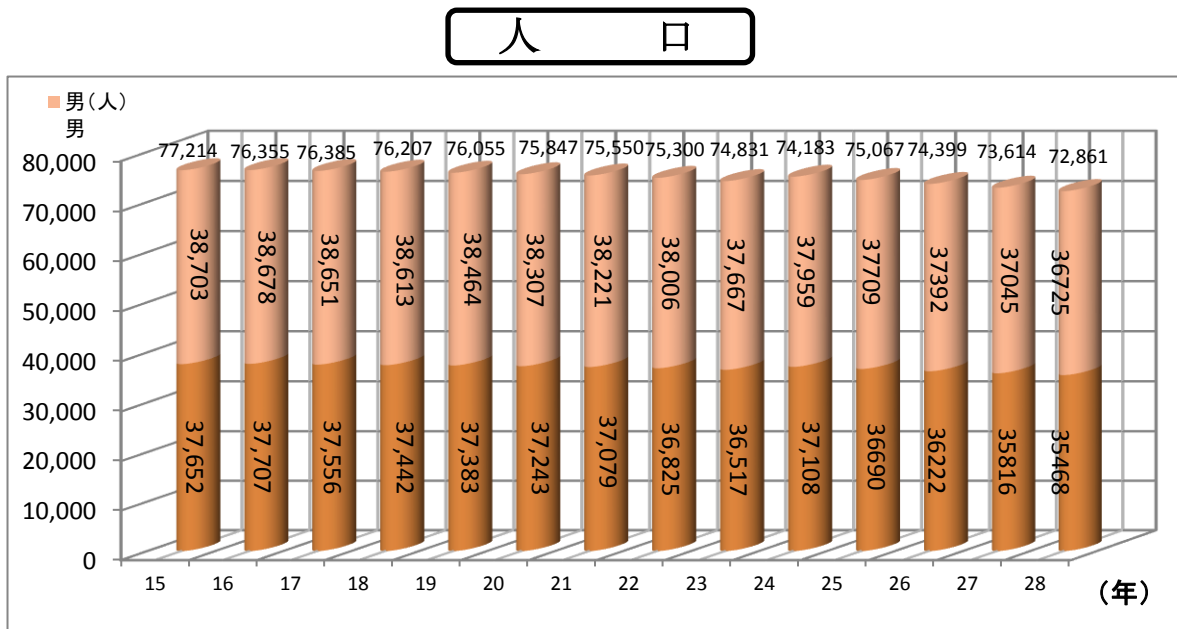
資料:佐倉地域気象観測所

3 人 口

昭和29年11月1日、旧八街町と川上村が合併して、八街町となりました。昭和40年以降、人口は増加を続け、平成2年9月21日に5万人を突破、平成4年4月1日、八街市が誕生しました。人口の分布は、市の中心部に集中しています。

※平成24年7月9日に外国人登録法が廃止され、外国人も住民基本台帳の対象となっている。

図1-3 住民基本台帳人口(各年10月1日現在)



世 帯 数

4 産 業

(1) 農 業

市の基幹産業は、農業です。八街市は、首都近郊に位置し、北総台地の優良な農地に恵まれた、関東有数の畑作地帯であるとともに、露地野菜や施設野菜等を中心とした畑作経営地帯としての作目は多様性に富み、農業産出額は県内で上位に位置し、主に首都圏への食料供給基地としての役割を担っています。

しかしながら、この農業生産を担っている農業構造を見ますと、都市化の発展及び農業経営環境の厳しさとあいまった専業農家の兼業化や農業後継者不足、高齢化、農地の耕作放棄化といった問題が顕在化しています。

今後も都市化や農業経営環境の厳しさから農業構造の変化が予測され、農業的土地利用の低下や悪化に対応した土地利用、農業の後継者育成及び新規就農の増加等の経営体育成強化が必要となっています。

(2) 商 業

八街市の商店は、その大半が市街地に位置し、八街駅を中心として、放射状に伸びた道路沿いに商店街を形成しています。

市の商業は、農作物の集積地として発展し、現在でも、主要作物の加工・販売業者が多いという特徴を残しています。しかし、昨今では、近隣市町の商圈拡大及び大店立地法の規制緩和に伴って、市街地郊外に大型店舗が進出してきました。こうした動向に対処するため、中心市街地における商店街の活性化が必要となってきています。

(3) 工 業

従来は、地場産業である落花生などの農産物加工工場を主体として、木材・木製品製造、縫製業などが中心でしたが、近年では、金属製品、一般機械製造などの工場も増加しています。

今後も、農業や自然環境との調和を図りつつ、工業の近代化を推進していくことが必要とされます。

5 土 地 利 用

現在、八街市の土地利用状況は、田畑が約5割を占め、山林その他がこれに次ぐという農業中心の土地利用形態になっています。しかし、田畑は減少し、これに代わって宅地が増加しており、住宅地としての土地利用が増えています。

八街市では、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、昭和49年に指定された農用地区域、また、都市計画決定により指定された用途地域を軸に計画的な土地利用の改善に努めてきました。現在は、駅前地域の商業の活性化、幹線道路網の整備、宅地造成などを中心に、自然と産業の調和を進めています。

昭和50年の都市計画施行からの宅地造成面積は約297haにのびります。

これらの開発は、都市計画用途地域外で行われたものが主なものであり、また、これらの開発は、農業用水路の汚染、自然水路の破壊など様々な弊害を引き起こしていましたが、現在では、調整池により雨水の抑制、浄化槽による汚染処理を指導しています。今後は、用途地域内に宅地造成を誘導することが課題となっています。

表1-1 八街市の土地利用状況(平成29年4月1日現在)

区 分		面 積(ha)	割 合(%)	
			各合計に 対する割合	
行 政 区 域		7,487	—	100.0
都 市 計 画 区 域		7,487	—	100.0
用 途 地 域	第 1 種 低 層 住 居 専 用 地 域	41	6.9	—
	第 2 種 低 層 住 居 専 用 地 域	0.7	0.1	—
	第 1 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	50	8.4	—
	第 2 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	193	32.5	—
	第 1 種 住 居 地 域	230	38.7	—
	第 2 種 住 居 地 域	47	7.9	—
	近 隣 商 業 地 域	9.4	1.6	—
	商 業 地 域	18	3.0	—
	準 工 業 地 域	5	0.9	—
	合 計		594	100.0
用 途 地 域 外		6,893	—	92.1
農 業 振 興 地 域		6,893	—	92.1
農 用 地 区 域	田	154	7.1	—
	畑	2,001	92.1	—
	樹 園 地	—	—	—
	農 用 施 設 用 地	18	0.8	—
	合 計	2,173	100.0	29.1
農 用 地 区 域 外		4,720	—	63.0

第2章 環境行政の概要

1 機構

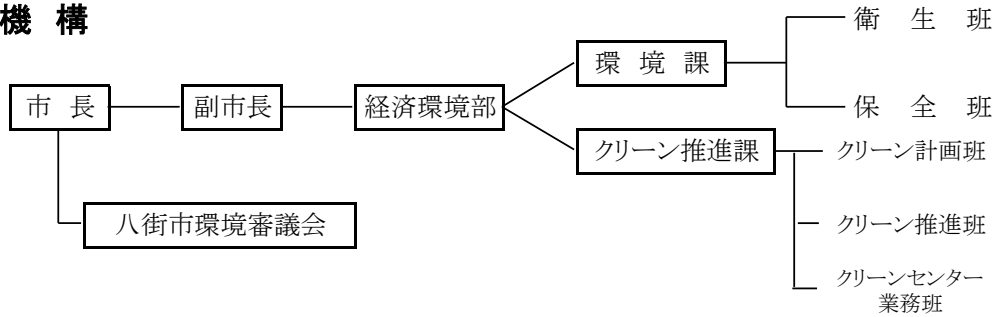


表2-1 事務分掌

環境課	衛生班	し尿処理及び浄化槽清掃業者の指導に関すること、犬の登録、狂犬病予防、一般廃棄物処理計画(し尿・生活排水)に関すること、食品衛生、墓地等に関すること、印旛衛生施設施設管理組合に関すること、八富成田斎場に関すること、家庭用小型合併浄化槽設置事業その他環境衛生全般に関すること
	保全班	公害防止計画の策定、公害防止の調査・研究及び指導、環境審議会に関すること、公害苦情処理、公害の監視・測定及び規制、土砂等による土地の埋立て等に関すること、産業廃棄物の不法投棄防止、特定施設設置及び特定建設作業、地下水の汲み上げ及び汚染等、河川等の水質に関すること
クリーン推進課	クリーン計画班	一般廃棄物処理基本計画(ごみ)の策定に関すること、最終処分及びごみ焼却施設等の計画策定に関すること、一般廃棄物収集・運搬、処理に関する指定業者の許可及び指導等に関すること、一般廃棄物不法投棄の取締り及び指導に関すること
	クリーン推進班	ごみ処理手数料及び処理費用に関すること、家庭用生ごみ減量機器購入費に関すること、資源物回収の業者委託及び市民団体の育成に関すること、その他ごみ減量化対策に関すること
	クリーンセンター業務班	事務棟及び可燃物の焼却施設並びに最終処分場の維持管理に関すること、ごみステーションの設置及び指導に関すること、一般廃棄物の収集・運搬、処理及び委託業務に関すること、その他クリーンセンター運営に係る庶務に関すること。

2 予 算

表2-2 環境関係の予算の推移(単位:円)

項 目	平成25年度	平成26年度	平成27年度
環 境 衛 生 費	100,861,136	90,220,055	94,057,896
公 害 対 策 費	184,666,527	74,644,864	44,339,108
清 掃 総 務 費	69,387,241	80,057,433	77,552,844
塵 芥 処 理 費	938,992,397	927,463,561	836,506,386
し 尿 処 理 費	245,383,000	246,404,000	251,387,000
計	1,539,290,301	1,418,789,913	1,303,843,234

3 環境審議会

環境保全に関する基本的事項を調査、審議する市長の諮問機関です。環境審議会は学識経験者、関係行政機関の職員、各種団体の代表、事業所の代表のうちから市長が委嘱する者により組織されており、構成する委員は10人以内となっています。

表2-3 環境審議会委員(平成29年4月1日現在)

氏 名	職 名
須 賀 喜 一	印旛郡市医師会八街地区(代表)
伊 藤 武 雄	八街商工会議所専務理事
江 畑 嘉 臣	地域環境保全課長
市 原 敏 彦	千葉みらい農業協同組合代表理事副組合長
黒 川 和 衛	八街市酪農組合長
細 田 晴 夫	細田自動車(有)代表取締役
生 形 健 一	生形商店(株)代表取締役

4 広域的環境保全組織等

(1) 印旛衛生施設管理組合

佐倉市、四街道町(現四街道市)、八街町(現八街市)、富里町(現富里市)、酒々井町の1市4町で、し尿汲み取り及び処理に関する業務を共同で実施するため、昭和38年から活動しています。

(2) 千葉県環境行政連絡協議会

千葉県及び県内の市町村で組織し、昭和47年に設立されました。環境行政における県や市町村との協調、連絡調整にあたり、県民の健康と生活環境の保全に寄与することを目的にしています。

(3) 印旛沼水質保全協議会

千葉県、千葉県水道局、千葉県企業庁、15市町村(現在13市町)、水資源開発公団、印旛沼土地改良区、印旛沼漁業協同組合、JFEスチール株式会社(旧:川崎製鉄株式会社)により、昭和46年に設立されました。

この協議会は、印旛沼の水質を保全するための必要な事業を実施し、印旛沼の広域的価値を増進するとともに、良好な生活環境を保全することを目的としています。

(4) 公益財団法人 印旛沼環境基金

千葉県と流域15市町村(現在13市町)が一体となって、印旛沼の水質と環境を保全するため、昭和59年に設立されました。

おもに、沼の管理や生物の生息状況、水質汚濁の測定・対策、その他モニター、ボランティア活動等を行っています。

また、印旛沼とその流域の調査研究活動を行うとともに、具体的な水質環境の保全対策を支援し、種々の啓発活動を行っています。

(5) 美しい作田川を守る会

作田川及び支川の水質と環境を保全し、汚染防止を図るため、流域の東金市、八街町(現八街市)、九十九里町、成東町(現山武市)、山武町(現山武市)の1市4町により、昭和60年1月、「美しい作田川を守る会」が設立されました。

清潔な河川として維持するため必要な対策を協議し、所要事業を行うとともに、住民の意識高揚を図ることを目的としています。



「美しい作田川を守る会」看板設置

第3章 大気汚染

1 大気汚染の現状

大気汚染は、主として工場・事業場の煙突等から排出されるばい煙や自動車の排出ガス、家庭等からの燃焼排出ガス等によって引き起こされます。

このような大気汚染を防止するための基本となる「大気汚染防止法」が、昭和43年に制定され、その後一層の規制の強化が図られた後も総量規制の導入、窒素酸化物の規制の強化、対象施設の拡大、アスベストの規制、自動車排出ガス規制の強化を経て、平成8年5月に改正され、平成9年4月に施行されました。千葉県においても、「公害防止協定」等の締結及び「窒素酸化物対策指導要綱」、「炭化水素対策指導要綱」の制定など各種の大気汚染防止対策を推進しています。また「大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例」(上乘せ条例)を定め排出基準の強化を図っています。

八街市は、この監視地区に入っておりませんが、大気汚染に係る苦情については、下記のとおり年々多数件の苦情があり、対策を講じにくい内容も多いのが現状であります。

表3-1 大気汚染に係る苦情件数

年度	24	25	26	27	28
件数	48	36	65	53	57

2 大気汚染の対策

「大気汚染防止法」では、工場又は事業所に設置されるボイラー、廃棄物焼却炉等のばい煙発生施設及び土石の堆積場、ベルトコンベア等の粉じん施設について一定規模以上のものを届出対象施設として定めています。

本市における大気汚染に係る苦情の大部分は、野焼き等による煙などが主なものがあります。また、従前より操業していた工場のまわりにも、家が建ち始め、ばい煙等が日常生活において不快であるという苦情も寄せられています。このような場合、生活に密着しており、感覚的な要素も含まれているので、なかなか解決しにくいのが現状ですが、両者の歩みより等で緩和されています。

県内のばい煙発生施設は、ボイラー・加熱炉・焼却炉・粉じん施設などが、主なものですが、市としてもこれまで以上に、事業場の立ち入り、指導等について実施したい考えです。

市内に進出してくる工場・事業場については、大気汚染防止対策として、公害防止協定を締結するなどして、汚染物質の排出をできるだけ少なくするように指導を行っております。

平成6年度から市内1箇所到大気測定局を設置し、測定する県の事業が始まりました。この事業によって、より多くのデータが得られるようになるので、今後の対策に役立てていきたいと考えています。



大気汚染測定局

第4章 水質汚濁

1 水質汚濁の現状

八街市から排出される水の約83%は印旛沼に流れ込んでおり、残りの17%は作田川から太平洋に注いでいます。

特に印旛沼の汚濁の状態は、全国でワーストワンという深刻な状況にあります。

水質汚濁の原因は、工場・事業場から排出される産業系排水、一般家庭等から排出される生活系排水及び雨や風などの自然作用による自然系排水の3つに分けられますが、印旛沼汚濁の最大の原因は、生活系排水です。私たちが生活することによって生じる排水、たとえば、台所、風呂、浄化槽から流す水が河川に流れ込むことによって、川や湖沼が本来持っている自然の浄化能力を低下させ水質汚濁が発生します。

これは、事業場に対する排水の規制や指導が強化されている反面、急速な人口増や生活様式の変化とともに、生活系排水の占める割合が大きくなり公共用水域の水質汚濁の主要な原因となっています。したがって、住民一人ひとりの水質保全への理解と協力が必要になってきます。

図4-1 印旛沼流域のCOD負荷量(平成28年度)

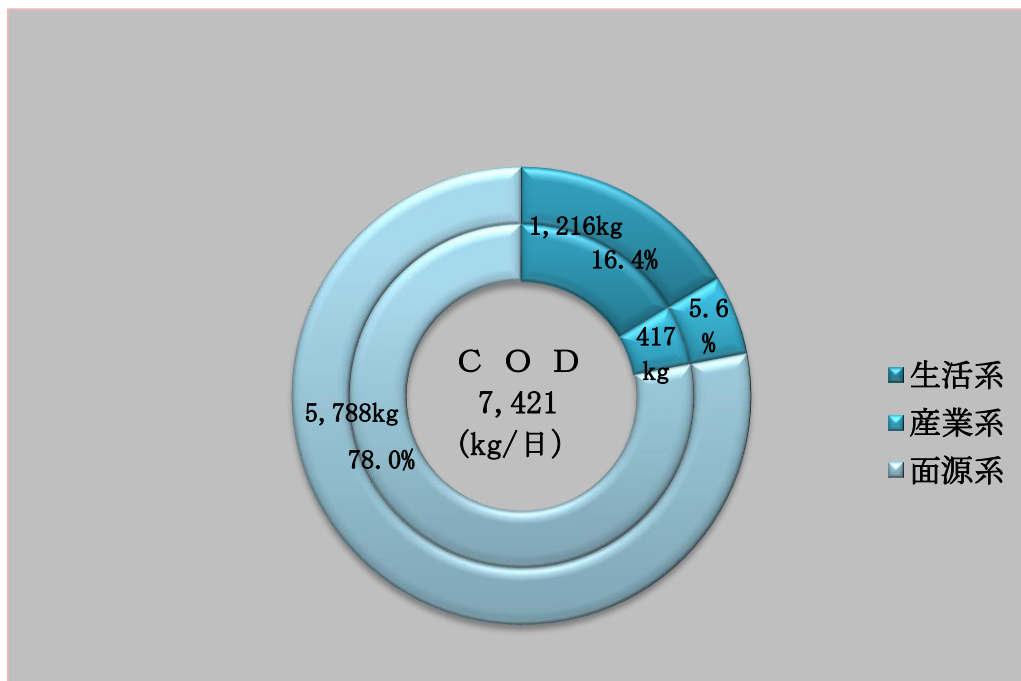


表4-1 水質汚濁(土壌汚染を含む)に係る苦情件数

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
件数	1	2	2	2	2	0	0	0	0	0

2 公共用水域の現状

(1) 環境基準

本市に関係のある河川・湖沼の環境基準は、次のとおりです。

表4-2 生活環境項目に係る環境基準(類型指定公共用水域に適用)

項目	水域 類 型	印旛沼	鹿島川	高崎側	作田川
		A	A	C	A
pH		6.5~8.5	6.5~8.5	6.5~8.5	6.5~8.5
BOD(mg/L)		—	2以下	5以下	2以上
COD(mg/L)		3以下	—	—	—
D O(mg/L)		7.5以上	7.5以上	5以上	7.5以上
S S(mg/L)		5以下	25以下	50以下	25以下
大腸菌群数 (MPN/100mL)		1,000以下	1,000以下	—	1,000以下
指定年月日		45・9・1	50・1・21	60・3・29	48・7・31
達成年月日		5年以内で可 及的すみやか に	5年を超える 期間で可及的 すみやかに	5年を超える 期間で可及的 すみやかに	5年以内で可 及的すみやか に

表4-3 人の健康の保護に関する環境基準(全公共用水域に適用)

項目	カドミウム	シアン	有機リン	鉛	6価クロム	ヒ素	総水銀	アルキ ル水銀	PCB
基準値	0.01mg /L以下	検出され ないこと	検出され ないこと	0.01mg /L以下	0.05mg /L以下	0.01mg /L以下	0.0005 mg/L以 下	検出され ないこと	検出され ないこと

備考:「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

表4-4 印旛沼の全窒素・全リンに係る環境基準

利用目的の適応性	基準値	
	全窒素	全リン
水道3級(特殊なもの)、水産2種、水産3種、工業用水農業用水及び環境保全	0.4mg/L以下 (2.2mg/L以下)	0.03mg/L以下 (0.11mg/L以下)
<p>備考</p> <p>1. 基準値は、年平均値とする。</p> <p>2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。</p> <p>3. ()内は、印旛沼の暫定目標値、達成期間10年以内。</p>		

(2) 主要河川の水質

八街市では、昭和56年から年4回、平成25年からは年2回の、河川水質調査を行っています。調査地点は、図4-2のとおりです。

鹿島川流域では、夕日丘、根古谷、用草、東吉田、上砂、大谷流、勢田の7地点、高崎川流域では、文違、榎戸落合、榎戸宮下、真井原、大関、朝日の6地点、作田川流域では、大木、沖渡の2地点です。

表4-5

調査結果一覧表(平均)

調査項目	水系及び 調査地点名 単位	作田川		高崎川						鹿島川						
		大木	沖渡	文違	榎戸 落合	榎戸 宮下	真井原	大関	朝日	夕日丘	根古谷	用草	東吉田	上砂	大谷流	勢田 (四木)
pH	-	7.7	7.1	7.6	7.4	8.3	7.5	7.4	7.6	7.7	7.9	7.9	7.5	7.7	7.7	7.7
COD	mg/L	2.2	37.5	9	5.3	5.3	3.8	12	16	3.2	2.4	2.7	3.2	3.4	2.5	2.7
BOD	mg/L	2	28	9.1	5.7	4.7	4	15.5	17	2.2	1.9	2.3	2.2	2.1	1.6	1.5
SS	mg/L	3	49	14.1	4.5	2	1.6	4.3	4.8	4.7	7.3	4.9	2.4	7.5	5.3	6.9
大腸菌群数	MPN/100mL	27500	800000	80000	79000	60000	120000	515000	705000	17500	71500	14000	89000	46500	26150	27500
アンモニア性窒素	mg/L	<0.2	2.9	0.7	8.5	0.8	1	4.3	10	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2
硝酸性窒素	mg/L	7.2	3.6	7.7	7	7	7.3	3.7	4.8	10.5	5.9	6	6.5	6.1	6.3	4.8
亜硝酸性窒素	mg/L	0.1	0.3	0.7	0.6	0.7	0.5	1.7	2.2	0.3	<0.1	0.2	0.2	0.2	<0.1	0.1
全窒素	mg/L	7.3	9.7	10.6	8.9	8.5	8.3	11.3	18.5	10.5	5.9	6.2	6.9	6.4	6.3	5
全りん	mg/L	0.09	1.35	0.51	0.5	0.51	0.21	1.35	1.7	0.15	0.06	0.15	0.17	0.07	0.07	0.14
ケルダール性窒素	mg/L	<0.2	6	2.4	1.3	9.5	7.5	6	12.3	0.2	<0.2	0.2	0.3	0.2	<0.2	0.3
亜鉛含有量	mg/L	0.014	0.046	0.016	0.014	0.016	0.007	0.019	0.026	0.01	0.008	0.011	0.007	0.018	0.012	0.01
DO	mg/L	8.1	7.5	7.8	7.2	10.8	8.8	4.7	4.5	8.4	9.7	11.0	8.4	8.7	9.5	9
流量	m ³ /min	0.390	0.180	1.350	5.100	2.550	1.080	0.390	0.270	1.740	23.700	13.590	1.890	13.590	17.460	10.080

表4-6

調査結果一覧表

調査日:2017年 9月25日

調査項目	水系及び 調査地点名 採取時間 単位	作田川		高崎川					鹿島川							
		大木	沖渡	文違	榎戸 落合	榎戸 宮下	真井原	大関	朝日	夕日丘	根古谷	用草	東吉田	上砂	大谷流	勢田 (四木)
		14:36	14:18	13:45	13:14	13:03	11:50	11:35	14:05	11:11	10:50	10:35	9:35	9:10	9:56	10:15
pH	-	7.6	7.5	7.6	7.3	8.9	7.5	7.4	7.7	7.6	8.0	7.9	7.5	7.7	7.9	7.7
COD	mg/L	1.8	12.0	6.0	5.7	5.1	4.1	11.0	16.0	3.6	2.7	3.0	3.4	4.4	2.8	3.1
BOD	mg/L	1.9	10.0	4.1	5.8	3.2	3.8	14.0	23.0	2.6	2.4	2.7	2.2	2.3	1.9	2.2
SS	mg/L	3.1	3.9	4	5.1	0.9	1.8	3.3	3.2	5	6	5.8	1.2	10.0	4.7	7
大腸菌群数	MPN/100mL	50000	300000	30000	130000	50000	170000	800000	#####	30000	130000	23000	170000	80000	50000	50000
アンモニア性窒素	mg/L	<0.2	3.6	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	0.2	8.0	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2
硝酸性窒素	mg/L	6.8	7.0	7.7	7.1	7.3	6.9	3.9	1.5	10	5.8	6.0	6.6	6.0	6.2	4.4
亜硝酸性窒素	mg/L	<0.1	0.5	0.5	0.4	0.1	0.3	0.7	2.7	0.2	<0.1	0.1	0.1	0.10	<0.1	<0.1
全窒素	mg/L	6.8	12.0	9.1	8.3	7.4	7.2	6.5	13.0	10	5.8	6.1	6.7	6.1	6.2	4.7
全りん	mg/L	0.06	1.40	0.44	0.54	0.60	0.20	1.5	1.7	0.15	0.05	0.16	0.18	0.07	0.09	0.11
ケルダール性窒素	mg/L	<0.2	4.8	0.9	0.80	<0.2	<0.2	1.9	10	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	0.30
亜鉛含有量	mg/L	0.022	0.038	0.017	0.022	0.027	0.011	0.025	0.035	0.017	0.013	0.019	0.011	0.016	0.021	0.017
DO	mg/L	7.5	8.3	7.3	6.5	12	8.3	4.3	6.0	8.0	9.7	12.0	8.0	8.6	9.0	8.6
流量	m ³ /min	0.300	0.120	0.960	4.140	1.620	0.960	0.300	0.120	2.040	13.32	6.84	0.600	8.400	11.58	9.780

表4-7

調査結果一覧表

調査日:2018年3月5日

調査項目	水系及び 調査地点名 採取時間 単位	作田川		高崎川						鹿島川						
		大木	沖渡	文違	榎戸 落合	榎戸 宮下	真井原	大関	朝日	夕日丘	根古谷	用草	東吉田	上砂	大谷流	勢田 (四木)
		12:20	12:05	11:39	11:23	11:14	11:03	10:50	11:56	10:40	10:25	10:10	9:25	8:26	9:41	9:54
pH	-	7.8	6.6	7.6	7.4	7.6	7.5	7.4	7.4	7.7	7.8	7.8	7.5	7.7	7.8	7.7
COD	mg/L	2.5	63	12.0	4.9	5.5	3.5	13	16	2.7	2.1	2.4	3.0	2.3	2.2	2.3
BOD	mg/L	2.0	46	14.0	5.6	6.2	4.1	17	11	1.7	1.3	1.8	2.1	1.9	1.2	0.7
SS	mg/L	2.9	94	24.0	3.8	3.0	1.4	5.3	6.3	4.4	8.4	3.9	3.5	4.9	5.8	6.4
大腸菌群数	MPN/100mL	5000.0	#####	130000	28000	70000.0	70000	230000	110000	5000.0	13000.0	5000	8000.0	13000.0	2300.0	5000.0
アンモニア性窒素	mg/L	<0.2	2.2	1.8	1.5	1.4	1	8.4	12	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2
硝酸性窒素	mg/L	7.6	0.2	7.7	6.9	6.7	7.6	3.5	8.1	11.0	5.9	5.9	6.4	6.2	6.3	5.1
亜硝酸性窒素	mg/L	0.1	<0.1	0.9	0.8	1.2	0.7	2.6	1.7	0.40	<0.1	0.20	0.3	0.20	<0.1	0.10
全窒素	mg/L	7.7	7	12	9.5	9.6	9.4	16	24	11	5.9	6.3	7.0	6.6	6.3	5.2
全りん	mg/L	0.11	1.3	0.57	0.46	0.41	0.21	1.2	1.7	0.15	0.07	0.14	0.16	0.07	0.05	0.16
ケルダール性窒素	mg/L	<0.2	7.1	3.8	1.8	1.7	1.1	10.0	15	0.3	<0.2	0.2	0.3	0.2	<0.2	<0.2
亜鉛含有量	mg/L	0.005	0.054	0.014	0.005	0.004	<0.003	0.013	0.016	0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.020	<0.003	<0.003
DO	mg/L	9	6.6	8.2	7.8	10	9	5.0	2.9	9	10	10.0	8.8	8.7	10.0	9
流量	m ³ /min	0.480	0.240	1.740	6.060	3.480	1.200	0.480	0.420	1.440	34.08	20.34	3.180	18.780	23.94	10.380

(3) 地下水の調査

地下水汚染は目にふれることの少ない地下で進行し、一旦汚染が発生すると汚染状況の把握、汚染原因の究明、汚染除去対策が困難なことから未然防止が重要です。

八街市では、平成元年度から飲用井戸水調査を実施しています。調査は、飲用井戸検査基本項目に水道法水質基準抜粋項目及び地下水環境基準項目他を実施しております。さらに、平成9年度からは、有機塩素系化合物の項目を追加しました。

調査箇所は、有機塩素系化合物を使用している事業場周辺、産業廃棄物最終処分場の跡地周辺、その他の埋立てをした場所周辺が中心です。

この調査は、八街市を南部地区・北部地区に分け隔年で実施することとし、平成29年度においては南部地区を実施しました。

表4-10 井戸水の水質調査結果
有機塩素系溶剤水質検査

対象物質	基準	調査数	超過数
トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	4	0
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	4	0
四塩化炭素	0.002 mg/l以下	4	0
ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	4	0
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	4	1
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下	4	0
1, 1, 1トリクロロエタン	0.3 mg/l以下	4	0
1, 1ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下	4	0
1, 3-ジクロロプロペン	0.05 mg/l以下	4	0
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下	4	0

飲用井戸水質検査

採水日 平成29年11月

試験項目	基準値	調査数	基準超過数	超過検出率
一般細菌	100個 mg/ℓ以下	60	1	1.7 %
大腸菌	検出されないこと	60	1	1.7
亜硝酸態窒素	0.04 mg/ℓ以下	60	1	1.7
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/ℓ以下	60	15	25.0
塩化物イオン	200 mg/ℓ以下	60	0	0.0
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/ℓ以下	60	0	0.0
水素イオン(pH値)	5.8~8.6	60	0	0.0
味	異常でないこと	60	0	0.0
臭気	異常でないこと	60	3	5.0
色度	5度以下	60	1	0.0
濁度	2度以下	60	0	0.0
マンガン	0.05 mg/ℓ以下	60	1	1.7
鉄	0.3 mg/ℓ以下	60	1	1.7
ヒ素	0.01 mg/ℓ以下	60	2	3.3
蒸発残留物	500 mg/ℓ以下	60	1	1.7
カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 mg/ℓ以下	60	0	0.0

硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素による不適率が25%と高いのは、過去の検査と同傾向で、当地区の水質特性でもあります。この物質は、農地等で使用されている窒素系肥料が土壌中で微生物によって分解され、雨水、散水等で土壌から溶出し、地下水へ移行したものです。

硝酸態、亜硝酸態窒素による発病例は日本では報告例がありませんが、高濃度の硝酸態、亜硝酸態窒素を含む飲料水を乳児(粉ミルク等)に使用することは不相当とされています。マンガンについては、不適率が、1.7%となりましたが、これらは、配管内の錆によるものや、定期管理不足が原因と考えられ、年に一度位の頻度でタンク内の清掃をすることが望ましいです。

有機塩素系化合物による地下水汚染についても、全国的に問題となっていることから継続監視を実施しております。

有機塩素化合物は、精密機械工場や金属加工工場等で洗浄などに使用されています。身近なところでは、ドライクリーニングに使用されています。

1, 2-ジクロロエチレンが基準値以上の検出があり、原因究明には至っておりませんが継続監視を実施していく考えです。

(4) 浄水器設置費補助

八街市では、安全で健康的な生活を守るため、水質基準に適しない家庭用井戸水に対して、浄水器設置の補助制度を設けております。

◎補助対象資格

- ・市内に居住用の住宅を所有していて、かつ、居住していること。
- ・地下水を飲用用として使用し、住宅に隣接する道路に上水道配水管が敷設されていないこと。
- ・地下水の水質が、下記の基準に適合していないこと。

項 目	基 準 値
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下
大 腸 菌	検出されないこと

◎申請に必要なもの

- ・地下水の水質検査の計量証明書等の写し(前記の水質基準に適合していないこと)
- ・浄水器(前記の水質基準に浄化できる浄水器に限る)のカタログ
- ・購入及び設置に係る見積書の写し

◎補助金額

- ・設置費(本体価格、取付工事費)の1/3 但し上限5万円
(消費税及び地方消費税は対象となりません。)

3 水質汚濁の対策

(1) 産業系排水対策

① 法令等による規制

排水について、規制する法令として「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」(上乗せ条例という)及び「湖沼水質保全特別措置法」などの法令があります。これらの法令は、主に工場や事業場などからの排水について排出基準を定め、規制を行うことにより公共水域の水質汚濁の防止を図るものです。市内の事業場などからの排水については、国の排出基準より厳しい上乗せ条例により業種別・規模別に規制されています。

また、閉鎖性水域の水質改善を図るため、「湖沼水質保全特別措置法」(湖沼法)が適用されています。

表4-11 水質関係法令

法律名	適用地域	内容
水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例(上乗せ条例)	八街市全域	昭和51年7月1日適用(濃度規制)
湖沼水質保全特別措置法	印旛沼流域	昭和59年7月27日 湖沼水質保全特別措置法を制定 昭和59年12月16日 地域指定 昭和59年12月23日 適用

② その他

住民の通報や市内パトロールにより、公共水域の汚濁、あるいはそのおそれのある事業場などを確認した場合、事業場の立入調査等を実施し、施設の改善を指導しています。

(2) 生活系排水対策

表4-12 排水処理別の内訳

平成29年3月31日現在

	公共下水道	合併浄化槽	単独浄化槽	汲み取り
人口	18,810人	32,292人	16,853人	3,736人

① 公共下水道整備

公共用水域の水質汚濁を防止するため、その最も有効な方法として公共下水道の整備があげられます。

本市における公共下水道の整備状況をみると、平成28年度末の処理区域は439ha、処理区域内人口は19,734人となっています。今後も順次整備を進める計画です。

② 合併処理浄化槽整備

下水道整備区域外の地域には、合併処理浄化槽の整備を推進しています。

浄化槽にはトイレの他、台所、風呂場などの生活排水を一緒に処理できる「合併処理浄化槽」とトイレの排水だけを処理する「単独処理浄化槽」がありますが、現在は、単独処理浄化槽を新たに設置することはできません。

現在では、家屋を新築する場合には合併処理浄化槽の設置を、また、水質汚濁防止を図るため、単独処理浄化槽や汲取便槽を設置している家庭については、合併処理浄化槽への設置替えを推進しています。

市では、対象地域を定め、単独処理浄化槽や汲取便槽から合併処理浄化槽に設置替えする費用の一部を補助しています。

表4-13

・既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に設置替えする事業に対する補助金額

人槽区分	合併処理浄化槽の設置(高度処理型合併処理浄化槽を除く。)	高度処理型合併処理浄化槽の設置
5人槽	512,000円	624,000円
6・7人槽	594,000円	666,000円
8～10人槽	728,000円	756,000円

・既存汲取便所から合併処理浄化槽に設置替えする事業に対する補助金額

人槽区分	合併処理浄化槽の設置(高度処理型合併処理浄化槽を除く。)	高度処理型合併処理浄化槽の設置
5人槽	432,000円	544,000円
6・7人槽	514,000円	586,000円
8～10人槽	648,000円	676,000円

(3) 河川浄化対策

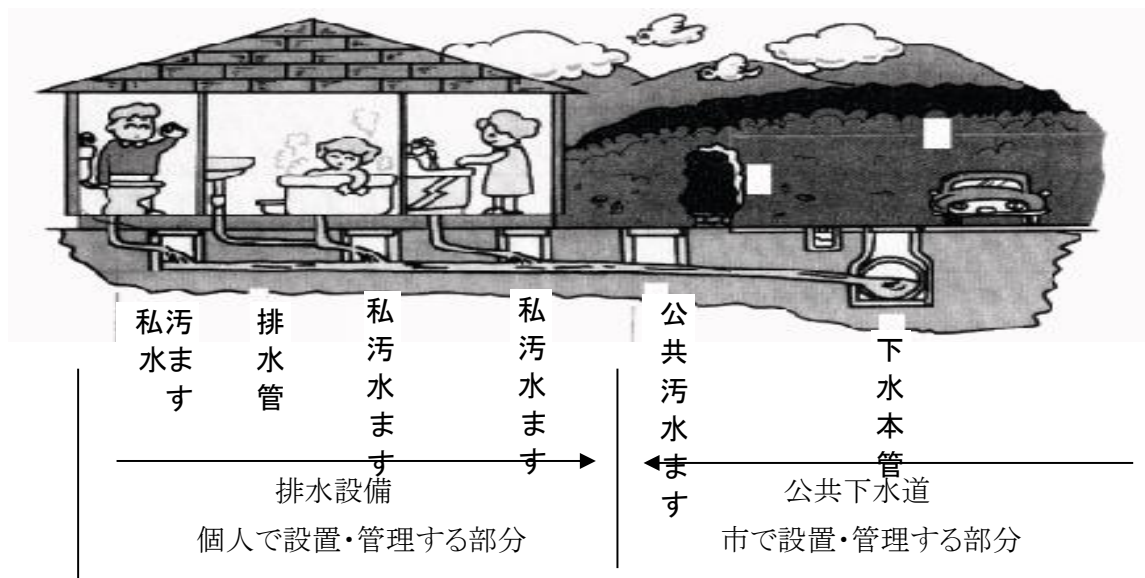
家庭雑排水の処理については、下水道や合併浄化槽の普及を図っているものの、依然未処理のまま放流している家庭もあるのが現状であり、公共用水域の水質保全上極めて重要な課題となっています。

(4) 啓発の強化

家庭雑排水が河川汚濁の第1原因であるということを、住民に広く理解と協力をしていただかなければならないことから、家庭でできる浄化対策として、次頁のようなことを実施していただけるよう、広報紙等を通じて呼びかけています。

公共下水道のしくみ(分流式)

※汚水と雨水を別々に集め、汚水は処理場で処理し、雨水は、道路側溝等を通してそのまま河川などに放流する方式。



もし、流しに捨てる…こんなに大変



家庭でできる浄化対策

- 「流し」にはろ紙袋をつけた三角コーナーを置きこれに調理クズなどを入れましょう！
- 食器や鍋などの油や汚れは紙でふいてから洗いましょう！
- 使えなくなった油などは流しに流さないようにしましょう！
- 洗剤は量をはかって使いすぎないようにしましょう！
- 沈でん槽を設け、側溝もあわせて定期的に清掃しましょう！
- 浄化槽は正しく管理しましょう！
● 定期的な保守点検・清掃及び法定検査を受けましょう。
- ディスポーザー（台所用生ゴミ粉碎機）は使用しないようにしましょう！

(5) ゴルフ場における農薬の使用規制

現在、ゴルフ場においては、樹木、芝地等の維持管理のため、様々な農薬が使用されています。ゴルフ場における農薬は、コースの景観保持を重視して使用される場合が多く、農地等において農作物の生産を確保するために農薬を使用する場合は本質的に異なります。そこで、被害の未然防止等将来の環境面への影響を考慮するとともに、住民の抱えている不安を解消するため、今後千葉県内で計画されるゴルフ場では農薬を使わないことを基本方針とし、事業者を指導していくこととしました。

このため、「ゴルフ場の開発事業に関する指導要綱」の事業計画の一般基準の中に「ゴルフ場における樹木・芝地等の維持管理に当たっては、農薬を使用しないこと」と規定(ただし、県が別に定めるものを除く)するとともに、新たに開発許可の申請をする場合、農薬を使用しない旨の誓約書を提出しなければならないことも併せて規定し、昭和48年1月22日から施行しています。

第5章 騒音・振動

1 騒音・振動の現状

騒音・振動は、日常生活に最も密着した公害であり、その発生源が多種多様であることから、例年、公害苦情のなかで多くの割合を占めています。

騒音の主なものには、工場・事業場などに設置されている機械による騒音、ビル建設や道路工事に使われる杭打機やブルドーザーなどによる建設作業騒音、自動車・鉄道・航空機などの交通機関による交通騒音、また、深夜営業の飲食店等による騒音、及び家庭のステレオ・クーラーなどによる近隣騒音があります。

また、振動の主なものには、工場・事業場などにおける振動、建設作業振動及び交通振動などがあります。

騒音・振動騒音は「うるさい」「ゆれる」などといった物理現象として直接人体や家屋などに影響がありますが、他の公害と比べるとその影響及び被害程度が本質的に異なります。

生活様式の変化に伴い、最近では法規制のある事業場等の騒音より、むしろ生活騒音の苦情が目だっております。加害感はやや弱いですが被害感の強い音として、カラオケの音、車の空ぶかし音、ドアや窓の開閉音、風呂の給排水音、室内・階段の音、ピアノ・ステレオ・テレビの音などがあります。

また、こういった音については、騒音の発生者とのお付き合いの程度が深いほど、迷惑感の程度が小さくなっています。

表5-1 騒音・振動に係る苦情件数

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
騒音	3	8	15	8	13	6	2	3	3	3
振動	1	1	1	3	0	1	1	0	0	3

図5-1

音のめやす

120デシベル	飛行機のエンジンの近く	
110デシベル	自動車の警笛（前方2m）	
100デシベル	電車が通るときのガード下	
90デシベル	騒々しい工場の中 犬の鳴き声（正面5m） カラオケ（店内客席中央）	
80デシベル	地下鉄の車内 ピアノ（正面1m）	
70デシベル	電話のベル 騒々しい事務所の中 騒々しい街頭	
60デシベル	静かな乗用車 普通の会話	
50デシベル	静かな事務所 クーラー（室内、始動時）	
40デシベル	市内の深夜 図書館 静かな住宅街の昼	
30デシベル	郊外の深夜 ささやき声	
20デシベル	木の葉のふれ合う音 置時計の秒針の音（前方1m）	

図5-2

振 動 の め や す

90 デシベル



人体に生理的影響がある

家屋の振動が激しく、すわりの悪い花びんなどは倒れ、器内の水はあふれ出る。歩いている人にも感じられる。

80 デシベル



深い睡眠にも影響がある

家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のようなつり下げ物は相当揺れ、器内の水面の動くのがわかる。

70 デシベル



浅い睡眠に影響が開始する

大ぜいの人に感ずる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわかる。

60 デシベル



振動を感じ始める

静止している人や、特に注意深い人だけに感ずる程度

50 デシベル



常時振動

人体に感じないで地震計に記録される程度

40 デシベル

(1) 工場及び事業場騒音・振動

工場及び事業場騒音・振動とは、その事業活動に伴って発生する騒音・振動をいいます。住宅の隣接地で操業している事業場が多いため、問題がしばしば発生するのが現状です。このような工場・事業場の周囲に住んでいる当事者にとっては深刻な問題です。

このような工場・事業場などには、騒音規制法、振動規制法及び八街市環境保全条例に基づき防音対策や振動対策を講じるよう指導しています。また、公害防止のための資金融資について、県の融資制度などの照会を行っています。

(2) 建設作業騒音・振動

建設作業騒音・振動とは、ビルなどの建築工事や道路などの土木工事に伴って使われる、くい打機、さく岩機、ブルドーザーなどによる騒音・振動をいいます。この苦情は、近隣への作業の事前説明や作業場の管理が不十分なために発生することが多く、建設作業にあたっては近隣への十分な配慮が必要です。

なお、本市における特定建設作業の届出状況は、表5-2のとおりです。

表5-2 平成28年度 特定建設作業の届出状況

特定建設作業の種類	騒振規法	環境保全条例
くい打機等を使用する作業	0	0
びょう打機等を使用する作業	0	0
さく岩機を使用する作業	0	0
空気圧縮機等を使用する作業	0	0
コンクリートプラントを使用する作業	0	0
鋼球を使用して建築物等を破壊する作業	0	0
舗装版破壊機を使用する作業	0	0
ブレーカーを使用する作業	0	5
バックホーを使用する作業	0	19
ブルドーザーを使用する作業	0	2
トラクターショベルを使用する作業	0	1
振動ローラーを使用する作業	0	0
合計	0	27

※(特定建設作業の実施の届出を要する区域)

- (1) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住宅専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域
- (2) 前号に規定する区域以外の区域であって、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートル以内の区域
 - ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
 - イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所

- ウ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
- エ 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- オ 老人福祉法(昭和38年法律第138号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

(3) 交通騒音・振動

交通騒音・振動とは、自動車・鉄道・航空機などの交通機関による騒音・振動で、最も広く住民生活に影響を及ぼしているものです。

① 自動車による騒音・振動

本市の主要幹線道路は、国道409号で南北に走っています。また、国道126号が市の南端を東西に走っています。新東京国際空港の開港に伴い、東関東自動車道から乗り入れる車両が増加しましたが、今のところ、大きな自動車騒音・振動問題は発生していません。

② 鉄道による騒音・振動

本市の鉄道は、北部をJR総武本線が北西から南東に走っています。市内には、八街、榎戸の2つの駅があり、通勤・通学の交通手段となっています。今のところ、これらによる騒音・振動の問題は発生していません。

(4) 深夜営業騒音

深夜営業騒音とは、飲食店などの深夜営業に伴う騒音をいいます。深夜営業で問題になる騒音は、ほとんどが深夜営業飲食店などからのカラオケによるものです。これは営業時間が深夜におよび、その騒音が睡眠や勉強の妨げとなっているためです。このような店では騒音防止対策についての積極的な姿勢が望まれます。

市では、騒音規制法及び環境保全条例に基づき指導をしていますが、原因者の騒音問題に対する認識のあり方・取り組み姿勢が大切であり、関係機関の協力を得て対策の一層の推進を図ります。



2 騒音・振動の対策

(1) 法、条例による規制

本市は、騒音規制法及び振動規制法に基づく指定地域になっています。指定地域は、都市計画法に基づく用途地域で、この地域はそれぞれの法律によって規制されています。この指定地域以外は、八街市環境保全条例によって規制されています。

① 工場及び事業場騒音・振動

騒音・振動について、市では住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するため、用途地域内では騒音規制法・振動規制法、用途地域外では市環境保全条例により、基準値を超えないように指導しています。基準は、規制対象地域内（指定地域）であって、定められた機械（「特定施設」という。）を用いる工場・事業場（「特定工場」という。）について適用しています。そのほか、騒音規制法・振動規制法の指定地域外（「その他の地域」という。）または「特定施設」を設置していない工場・事業場についても市環境保全条例の「騒音の基準」「振動の基準」にあてはめて騒音・振動の防止、その改善対策等を指導しています。「特定施設」を設置する場合、届け出の義務を設け、規制基準を超える騒音・振動を発生した時には改善勧告・改善命令を出し、施設の改善をさせています。例えば、工場などの防音の方法として、消音器の取り付けや遮音材・吸音材の使用があります。また、指向性を考えて音源の設置場所や向きを変えて解決される場合もあります。

防振の方法としては、工場などの施設と基礎との間に防振マット・ばねなどによる防振材を入れることや、基礎を厚くすることなどにより振動が地盤に伝わりにくくすることが考えられます。

本市における騒音・振動の規制基準は、表5-3、表5-4のとおりです。

表5-3 騒音の規制基準

時間の区分	昼 間	朝 夕	夜 間
区域の区分	8:00~19:00	6:00~8:00 19:00~22:00	22:00~6:00
第1種低層住居専用地域 第2種低層住宅専用地域 第1種中高層専用地域 第1種中高層住宅専用地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
工業地域 工業専用地域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
その他の地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル

表5-4 振動の規制基準

時間の区分	昼 間	夜 間
区域の区分	8:00~19:00	19:00~8:00
第1種低層住居専用地域 第2種低層住宅専用地域 第1種中高層専用地域 第1種中高層住宅専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	60デシベル	55デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65デシベル	60デシベル
その他の地域 (但し工業専用地域を除く)	60デシベル	55デシベル

② 建設作業

騒音について、騒音規制法や市環境保全条例では、くい打機、びょう打機、さく岩機、空気圧縮機等を使用する作業を「特定建設作業」と定め、作業開始の7日前までの届け出を義務づけています。

振動についても、著しい振動を発生する機会等を使用する作業を「特定建設作業」として定め、騒音と同じく作業開始の7日前までに、届け出ることになっています。

特定建設作業の規制基準は、表5-5のとおりです。

また、市では特定建設作業を行おうとする建設業者等にその届け出の際、近隣に対する説明、騒音・ばい煙等の防止策、パトロール等の実施などをするよう指導し、問題の未然防止に努めています。

表5-5 特定建設作業騒音・振動の規制基準

特定建設作業の種類	敷地境界線における騒音	敷地境界線における振動	作業禁止時間	期間		休日
				時間	日	
くい打機 くい抜機 くい打くい抜機	85 デシベル	75 デシベル	午後七時から翌日午前七時までの間	一日十時間を超えて行わないこと	連続して六日を超えて行わないこと	日曜日その他の休日に行わないこと
びょう打機等 インパクトレンチ		—				
さく岩機		—				
空気圧縮機		75 デシベル				
コンクリートプラント アスファルトプラント		—				
鋼球を使用して建築物をその他の工作物を破壊する作業		75 デシベル				
舗装版破砕機		—				
ブレーカー		75 デシベル				
ブルドーザー パワーショベル バクハウ等		—				
振動ローラー		—				

③ 深夜営業騒音

近年、深夜営業飲食店に伴う夜間のカラオケ、大声、乱暴なドアの開閉音などの営業騒音が問題になっています。

これらについては、昭和60年2月に改正施行された「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」において深夜営業時間の制限、騒音の規制がされています。

また、市では、深夜の音の規制基準を超えないよう問題の未然防止を図るとともに、問題のある店舗等に対しては改善するよう指導しています。

④ 自動車騒音・振動

騒音規制法及び振動規制法には、自動車による騒音・振動の限度が規定されており、これを要請限度といいます。

対象となる地域は、騒音規制法及び振動規制法の指定地域です。その地域内において限度を超えていることにより、周辺の生活環境が著しく損なわれている場合は、県公安委員会に対して、道路交通法の規定による措置を要請することができます。また、道路管理者や関係行政機関へ道路構造の改善や意見を述べるすることができます。

なお、自動車騒音及び振動の要請限度は、表5-6、表5-7のとおりです。



国道409号

表5-6 自動車騒音の要請限度

時間の区分	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間
区域の区分	8:00~19:00	6:00~8:00 19:00~22:00	22:00~6:00
第1種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第2種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
第1種区域及び第2種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル	55デシベル
第1種区域及び第2種区域のうち2車線をこえる車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル	60デシベル
第3種区域及び第4種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
第3種区域及び第4種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル	65デシベル
第3種区域及び第4種区域のうち2車線をこえる車線を有する道路に面する区域	80デシベル	75デシベル	65デシベル

(注) 第1種区域……第1種低層住居専用区域、第2種低層住居専用地域
 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
 第2種区域……第1種住居区域、第2種住居地域、準住居地域
 第3種区域……近隣商業地域、商業地域、準工業地域
 第4種区域……工業地域、工業専用地域

表5-7 自動車振動の要請限度

時間の区分	昼 間	夜 間
区域の区分	8:00~19:00	19:00~8:00
第 1 種 区 域	65デシベル	60デシベル
第 2 種 区 域	70デシベル	65デシベル

(注) 第1種区域……第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
 第2種区域……第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

(2) 環境基準

騒音防止の目的となるものとして「騒音に係る環境基準」が定められています。この基準は、大多数の人が問題にする騒音の大きさについて、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで、維持されることが望ましい基準を定めたものです。(表5-8)日常生活において睡眠妨害、聴取妨害、作業能率の低下、不快感などをきたすことがないことを基本とします。

平成10年9月に同法第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準について、新しい基準が示され、平成11年4月より施行されています。

表5-8 環境基準(騒音)

地域の種類	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
- ただし、次表5-9に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表5-9 道路に面する地域の環境基準(騒音)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

第6章 地盤沈下

1 地盤沈下の現状

地盤沈下は環境基本法第2条に公害として定義されています。これは長時間にわたってジワジワと地面が沈んでいく現象であるため、感覚的にはその進行がわかりにくいものです。その被害にしても、直接人命に危害を及ぼしたり、構造物が急に破壊するといったこともなく、一般に目立たないことが多いために、その恐ろしさを忘れがちな公害です。

発見が遅れてしまい一度地盤が沈下すると、復元はほとんど不可能となってしまいます。

幸い本市においては、現在こうした被害の発生している箇所はありません。

地盤沈下の原因は、主に軟弱地盤地域における地下水の過剰汲み上げにより、地層内部の粘土層の収縮によって発生します。また、水溶性天然ガスかん水の汲み上げによる場合もあります。

図6-1 地盤沈下のしくみと抜け上がり現象

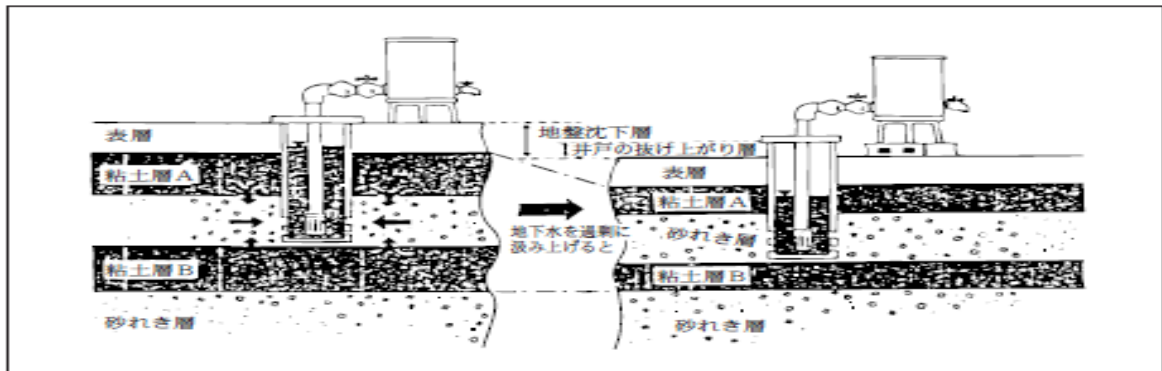


表6-1 地盤変動状況

標石番号	所在地			地盤変動量(mm)				標高(m)	
	大字	地番	目標	25年	26年	27年	28年	28年1月	29年1月
3013	文違	301-495	文違コミュニティセンター	-10.7	-11.1	-16.0	-17.9	43.2795	43.2616
3014	八街ほ	317-3	八街保育園	-4.5	-4.2	-11.9	-8.7	45.0063	44.9976
35-278-007	山田台	178	JAいんば物流合理化センター	-5.5	-2.9	-13.0	-6.9	65.0222	65.0153
YM-1	沖	1033	二州小学校沖分校	-6.7	-0.6	-13.2	-6.9	53.8294	53.8225
YM-2	大谷流	717	川上幼稚園	-11.8	-3.2	-14.3	-9.6	44.3053	44.2957
YM-3	岡田	163-2	電話柱(前畑支62)	-12.9	-10.4	-15.0	-7.0	23.5817	23.5747
YM-4	八街ろ	59-10	西林コミュニティセンター	-16.7	-13.4	-21.7	-16.2	42.1041	42.0879
YM-5	八街ろ	142-35	JA全農ちば八街家畜市場	-11.9	-11.5	-20.3	-13.6	44.5056	44.4920
YM-6	八街に	45-79	二区コミュニティセンター	-3.1	-4.5	-10.8	-7.2	43.0950	43.0878
YM-7	八街へ	199	六区園芸組合集荷場	-4.8	-1.9	-12.1	-6.1	46.0046	45.9985
YM-8	四木	885-3	消防団第13分団消防機庫	-8.2	-2.3	-14.0	-7.7	49.0348	49.0271
YM-9	四木	141-1	石渡自動車	-8.9	-1.3	-16.7	-7.9	56.0825	56.0746
YM-10	砂	390-2	ふれあいバス砂消防機庫 バス停	-8.5	-4.7	-13.5	-8.9	35.2635	35.2546
YM-11	沖	1124-2	南部老人憩いの家	-7.0	-1.7	-13.4	-6.8	53.7076	53.7008
YM-12	八街へ	16-1	畜産総合研究センター	-5.1	-4.0	-14.3	-8.2	59.6093	59.6011
YM-13	榎戸	509-1	榎戸公民館	—	11.4	-20	-18.8	39.0299	39.0111
YM-14	八街口	145-3	県立八街高等学校	—	13.5	-25	-21.2	40.2435	40.2223

図6-2 千葉県水準基標変動図(1年間変動図)
(平成21年1月～平成22年1月)

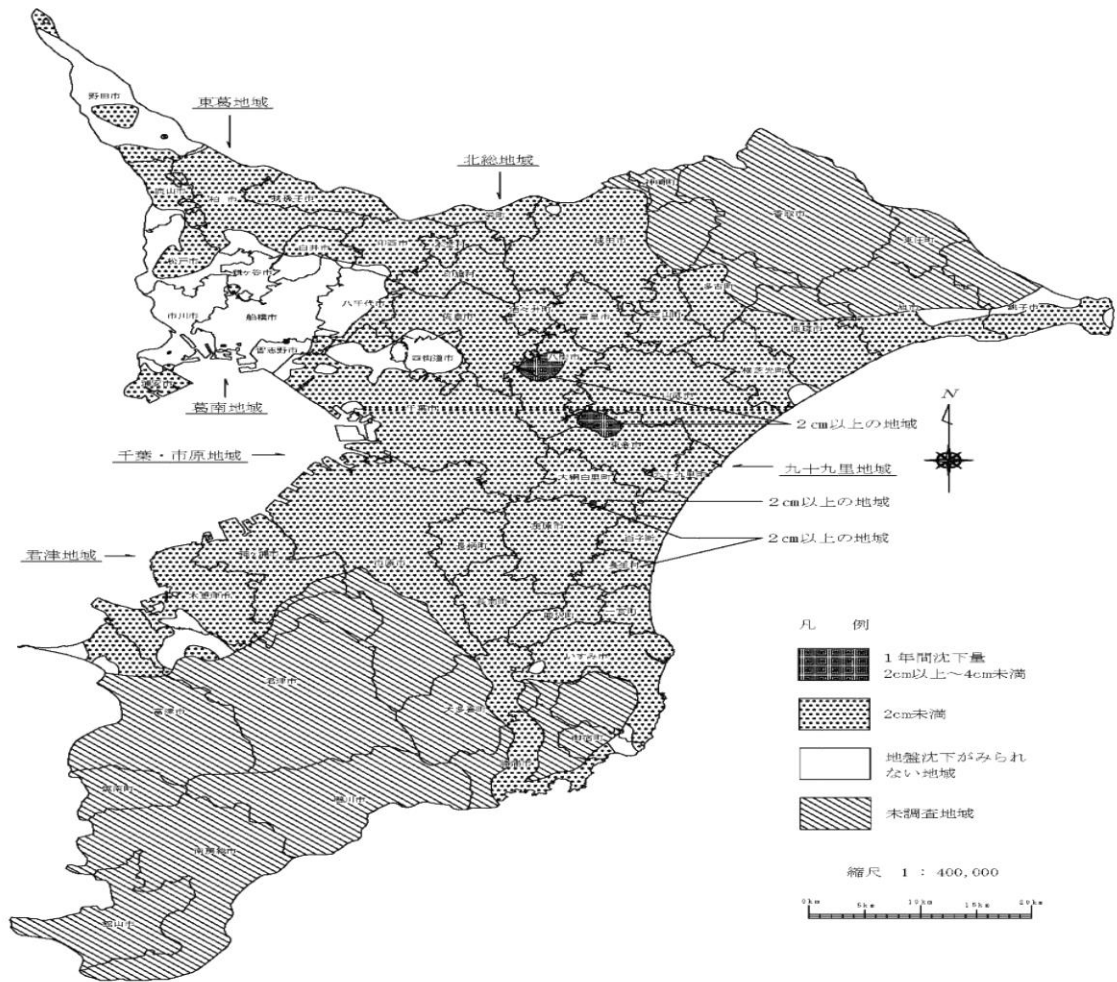
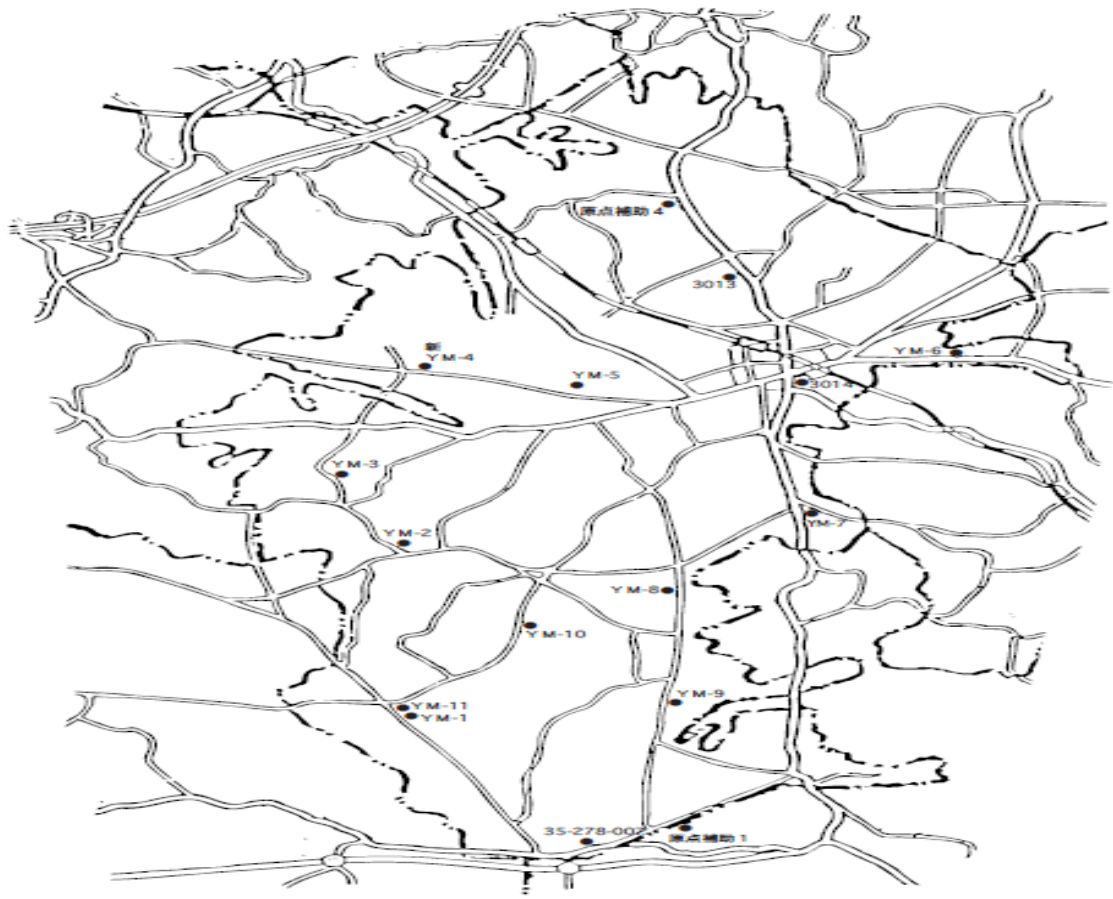


图6-3 地盤變動測定点



●YM-12

(1) 地下水の汲み上げ状況

表6-2 年度別揚水量の推移 (単位: m³)

年 度	22	23	24	25	26	27	28
年間揚水量	4,282,910	4,040,550	3,359,095	3,850,385	3,642,700	3,642,335	3,527,725

表6-3 八街市における井戸本数(千葉県環境保全条例によるもの)

(平成29年4月1日現在)

区分ごとの 総量 用途		吐出口断面積				計	
		19cm ² 以上		19cm ² 未満			
		事業場数	井戸数	事業場数	井戸数	事業場数	井戸数
工業用	一般	8	9	10	11	18	20
	工業用水道					0	0
建築物用	一般	5	5	3	3	8	8
	し尿処理場					0	0
水道用	水道事業	1	9			1	9
	専用水道等	13	17	18	28	31	45
農 業 用		228	250	89	89	317	339
そ の 他				7	7	7	7
合 計		255	290	127	138	382	428

1 地盤沈下の対策

(1) 地下水採取規制

地盤沈下対策には、地下水の保護及び適正な使用が必要であり、千葉県環境保全条例により規制されています。本市では、昭和49年7月1日に地下水採取規制の指定地域となりました。規制対象となるのは、ポンプの吐出口断面積(吐出口が2つ以上あるときはその断面積の合計)が6cm²(φ27.6mm)を超え、表6-4に示す特定用途に使用するものが該当します。

表6-4 特定用途

(1)	工業の用途
(2)	鉱業の用途
(3)	建築物用地下水としての用途
(4)	農業の用途
(5)	水道事業・簡易水道事業・専用水道事業・小規模水道事業の用途
(6)	工業用水道事業の用途
(7)	10ヘクタール以上のゴルフ場における散水の用途

規制対象の揚水施設の設置は許可制であり、吐出口断面積の大きさにより市及び県の許可が必要です。また、既設の揚水施設についても、ストレーナーの位置の変更、揚水機の取換え修理を行う場合も新設扱いとなります。

本市においては、ストレーナーの位置が250m以深及び吐出口断面積が21cm²以下という基準に適合しないと許可されません。しかし、本市では、この技術上の基準に適合する深さにおいては使用できる地下水が存在しないことから事実上の全面規制となり、原則として揚水施設の新設はできないことになっています。

(2) 例外許可

揚水の新設において、上水道管の敷設がなく、地下水以外の水源を確保することが著しく困難な場合のみ、使用期限、許可揚水量等の条件を付けて例外的に許可されることがあります。

但し、地盤沈下防止の重要性に鑑み、「例外許可」の範囲は最小限にとどめるものとします。例外許可とは、表6-5に示すとおりです。

表6-5 例外許可

(1)	工業及び鉱業の用途のうち、専ら防災その他保安に係わる用途
(2)	建築物用地下水のうち、水洗便所に係る用途又は地震その他災害が発生したときの非常用
(3)	農業の用途
(4)	水道事業・簡易水道事業・専用水道事業・小規模水道事業の用途
(5)	工業用水道事業の用途
(6)	既設井戸の据替えて、廃止した井戸に係わる用途と同一用途

(3) 水利用の合理化

市では、限られた水源である地下水を有効に使い、少しでも地盤沈下を緩和するため地下水を使用している工場・事業場及び農家について、使用工程の見直しや再循環利用等により一層の使用削減に努めるよう指導しています。さらに、地下水以外の水源の確保が可能になった場合に、その水源へ転換するよう指導しています。

また、一般家庭においても、節水を呼びかけています。

第 7 章 悪 臭

1 悪臭の現状

悪臭は、人間の感覚に直接作用し、嫌悪感を与える代表的な感覚公害であり、その被害は比較的一過性、局所的である場合が多いといえます。

悪臭に対する感覚は個人差があり、発生源も多種多様なため、悪臭物質の構成成分は数十万あるとも言われ、非常に複雑です。本市における悪臭苦情は、畜産関係、工場関係、商店関係等多岐にわたっており、その対策や規制も難しくなっています。

表7-1 悪臭に係る苦情件数

年 度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
件 数	2	7	11	5	11	2	2	2	0	1

2 悪臭の対策

昭和47年に施行された悪臭防止法は、悪臭物質として表7-2で示す12物質を指定し、さらに、平成5年9月に表7-3の10物質を追加しました。

また、同法の施行規則が平成6年4月に改正され、排出中の特定悪臭物質の規制基準の設定方法が平成7年4月より施行されました。

さらに、悪臭防止法の一部を改正する法律が平成8年4月から施行されています。これらに定められている基準の範囲は、事業場の敷地境界線において、住民の大多数が悪臭による不快感をもつことがないような範囲で、表7-5で示す6段階臭気強度表示法による臭気強度で2.5～3.5に対応する濃度になっています。本市は平成3年11月26日付で悪臭防止法に基づく適用がうけられるようになりました。

本市では、用途地域においては、悪臭防止法で、その他の地域は市環境保全条例で規制しています。市環境保全条例では、「悪臭の規制基準は、周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出しまたは飛散する場所の周囲の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度とする。」と定めています。

近年の宅地開発で、農村地域と住宅地域が混在化している地域では、畜産関係をはじめとする悪臭苦情が多く見受けられます。市では、牛舎、養豚場、養鶏場などの畜舎から出る悪臭と、そこから排出されるふん尿等を肥料として畑等にまいた場合による悪臭の苦情が多く、これらの経営に対する技術指導等を進めています。小規模な畜産の農家では、施設改善もなかなか出来ないのが現状ですが、その周辺的生活環境も守らなければなりません。農業の振興と周辺環境の保全について、調和のとれた行政指導を進めています。

そのほかには、工場・事業場から発生する悪臭がありますが、これもその作業や工程を十分確認後、それに応じた悪臭防止対策の設置を指導しています。

更に、家庭生活においては、浄化槽、ごみといったものが悪臭の発生源になります。これについても他人に迷惑をかけないように啓発に努めていますが、浄化槽の使用者は保守点検、清掃を定期的に行い、ごみの場合は定められた収集日に決められたごみを出す心づかいをしていただくことが悪臭防止の対策となります。

また、千葉県では、悪臭防止対策の指針として、三点比較式臭袋法による指導目標値を表7-6のとおり定めており、指導上の目安としています。

しかし、悪臭は全面的に解消することが難しいので、事業者には極力悪臭を出さないよう指導を行っています。

表7-2 悪臭防止法規制基準及び主な発生事業所

物質名	規制基準値の範囲 (単位 PPM)	主な発生事業場
アンモニア NH ₃	1~5	畜産農業、し尿処理場、鶏糞乾燥工場、 化学肥料製造業、下水処理場、化成場、 ごみ処理場
硫化水素 H ₂ S	0.02~0.2	畜産農業、化成場、でん粉工場、クラ フトパルプ製造業、し尿処理場、セロ ハン製造業、ごみ処理場
トリメチルアミン (CH ₃) ₃ N	0.005~0.07	畜産農業、化成場、複合肥料製造業、 魚腸骨処理場、水産缶詰製造業等 フェザー処理場
メチルメルカプタン CH ₃ SH	0.002~0.01	でん粉製造業、クラフトパルプ製造業、 し尿処理場、石油精製業、医薬品製造 業、ごみ処理場、下水処理場
硫化メチル (CH ₃) ₂ S	0.01~0.2	クラフトパルプ製造業、医薬品製造業、 石油精製業、ごみ処理場、し尿処理場、 下水処理場
二酸化メチル (CH ₃) ₂ S ₂	0.009~0.1	クラフトパルプ製造業、化成場、魚腸 骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、 下水処理場
アセトアルデヒド CH ₃ CHO	0.05~0.5	アセトアルデヒド製造工場、酢酸製造 工場、酢酸ビニル製造工場、タバコ製 造工場、複合肥料製造工場
スチレン C ₆ H ₅ CH=CH ₂	0.4~2	スチレン製造工場、ポリスチレン製 造加工工場、SBR製造工場、FRP 製品製造工場、化粧合板製造工場
ノルマル酪酸 CH ₃ (CH ₂) ₂ COOH	0.001~0.006	畜産事業場、化成場、でん粉工場
イソ吉草酸 (CH ₃) ₂ CHCH ₂ COOH	0.001~0.01	畜産事業場、化成場、でん粉工場
ノルマル吉草酸 CH ₃ (CH ₂) ₃ COOH	0.0009~0.004	畜産事業場、化成場、でん粉工場
プロピオン酸 CH ₃ CH ₂ COOH	0.03~0.2	脂肪酸製造工場、染色工場等

表7-3 追加10物質の概要

物質名	敷地境界における規制基準の範囲 (単位ppm)	排出口における規制基準	主要発生事業場	に お い
プロピオンアルデヒド	0.05~0.5	悪臭防止法施行規則第2条に規定する方法により定める	塗装工場、その他の金属製品製造業、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
ノルマルブチルアルデヒド	0.009~0.08			刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
イソブチルアルデヒド	0.02~0.2			刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
ノルマルバレールアルデヒド	0.009~0.05			むせるような甘酸っぱい焦げた臭い
イソバレールアルデヒド	0.003~0.01			むせるような甘酸っぱい焦げた臭い
イソブタノール	0.9~20		塗装工場、その他の金属製品製造業、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等	刺激的な醗酵した臭い
酢酸エチル	3~20			刺激的なシンナーのような臭い
メチルイソブチルケトン	1~6			刺激的なシンナーのような臭い
トルエン	10~60			ガソリンのような臭い
キシレン	1~5			ガソリンのような臭い

表7-4 測定方法の概要

物質の種類	分析方法	試料採取方法等	試料の調整等
アンモニア	吸光光度法	10ℓ/minで5分間 ほう酸水溶液に捕集	捕集した溶液を直接 分析
塩化水素 メチルメルカプタン 塩化メチル 二酸化メチル	ガスクロマトグラフ法	5分間に一定流量で 採取袋に	試料濃縮管で濃縮
トリメチルアミン		10~20ℓ/minで 5分間ろ紙に吸着	ろ紙から一定量の 水に溶出させる
アセトアルデヒド		10ℓ/minで5分間 採取袋に	2, 4ジニトロフェニルヒドラ ジン+りん酸溶液に捕集
スチレン		採取容器に5分間 一定流量で採気	濃縮管で濃縮
ノルマル酪酸 ノルマル吉草酸 イソ吉草酸 プロピオン酸		5ℓ/minで5分間 水酸化ストロンチウ ムを被覆したガラス ビーズに吸着	採取試料にぎ酸を 注入しキャリアー ガスで装置に導入

表7-5 6段階臭気強度表

臭気強度	内 容
0	無 臭
1	やっと感知できるにおい(検知閾値濃度)
2	何のにおいであるか判る弱いにおい(認知閾値濃度)
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

表7-6 三点比較式臭袋法による指導目標値

地 域		臭気口における臭気濃度	敷地境界における臭気濃度
住居系地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	500	15
工業・商店住居混在地域	近隣商業・商業・準工業、工業団地を除く未指定地域	1,000	20
工業系地域	工業 工業専用 工業団地	2,000	25

三点比較式臭袋法による測定

三点比較式臭袋法による測定手順の概略は次の手順となる。

- 1 準備前
試料採取用の器材を準備するとともにパネルの手配をする。
- 2 試料採取
排出口又は環境での悪臭の試料を採取する。
- 3 官能試験
採取した試料を6人のパネルにより臭気の判断を行う。
- 4 臭気濃度算出
パネルによる臭気の判断結果を統計的に処理して臭気濃度を算出する。
- 5 後整理
器材の洗浄等を整理する。

第 8 章 廃 棄 物

1 ごみ処理の現状

(1) 概 要

本市のごみの排出量は、平成23年度の増加以降、近年の環境意識の向上により、減少しています。

また、平成10年度に嵩上げ工事が完了した最終処分場の残余年数が9年程度と見込まれたため、平成21年度から家庭ごみの分類を見直し、燃やせないごみとしてそれまで埋め立てていたプラスチック製容器包装、硬質プラスチック、小型家電製品を新たに分別収集し資源化を進めています。

平成28年度における市民1人当たりのごみ排出量は、916g／人・日、建設費(起債元本・利子)を含むごみ処理経費は、19,387円／人・年となっています。

今後は、ごみ分別に係る中間処理経費等を抑制するため、市民の皆様の協力を仰ぎ、市内、約1,700箇所のごみステーションにおけるごみ分別の更なる適正化に努めることにより、ごみ処理経費の削減を図りつつ、3Rの推進による循環型社会の構築を推進していきます。

平成14年12月から稼働開始したクリーンセンターの焼却処理施設



施設の概要	
名 称	八街市クリーンセンター
所 在	八街市用草500番地他 地先
処理形式	ごみ焼却炉 全連続燃焼式ストーカ炉 灰 溶 融 炉 表面溶融式
処理能力	ごみ焼却炉 125t／日 (62.5t／日×2炉) 灰 溶 融 炉 13t／日
付帯設備	廃熱ボイラ・高温水供給設備・蒸気タービン

(2) 収集

① 一般家庭

本市の家庭ごみの収集方法は、表8-1に示すとおり、大きく分けて10種類の区分により収集を行っています。

もやせるごみ、もやせないごみ、ペットボトル、ビン、カン、プラスチック製容器包装、金物・小型家電・硬質プラスチック、かん電池の8種類は指定ごみ袋に入れ、古紙はひもでしばって、それぞれ決められた、粗大ごみについては、市内を4地区に分け予約制による有料戸別収集を行っています。

② 事業所

工場や店舗など、事業活動に伴って排出されるごみは、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に区分されます。これらのごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、事業所が責任を持って処分しなければなりません。市クリーンセンターでは、このうち「一般廃棄物」について、事業者自ら、若しくは表8-2に示す許可業者への委託により収集されたごみをを有料で受け入れています。

③ 動物の死体

ペットとして飼っていた犬、猫などの死体については、有料で戸別収集を行い処理します。なお、ペットはできる限り家庭で供養していただくようお願いしております。

また、道路や空き地などで死んでいる飼い主不明の動物については、市が回収処理しています。

(3) 処理

収集されたごみは、市クリーンセンターに搬入し処理されます。(表8-3)

もやせるごみは、焼却処分し、もやせないごみは最終処分場へ埋立て処分しています。

また、ペットボトル、ビン、カン、プラスチック製容器包装、金物、小型家電、硬質プラスチックかん電池、古紙については、リサイクルするために再資源化処理を行っています。

家庭ごみの分け方・出し方

◎ごみは分別して指定袋に入れ、収集日の午前8時30分までにごみ収集場所に出してください。

ごみ収集場所	可燃ごみ	もやせるごみ (乳白色) (特大・大・小) 剪定した庭木や枝 月・水・金曜日		●台所の生ごみ(料理くず・残飯・卵のから・貝がら) ※生ごみは、水切りを十分行う。 ●紙くず類(汚れた紙・ティッシュペーパーなど) ●繊維類(衣類・タオル・その他布類) ●落ち葉や刈り草 ●ゴム・革製品(バッグ類・くつ・ゴム手袋・長ぐつ) ●ビニール類(ビニール袋・ラップ・ストロー) ●アルミ箔 ●プラスチック製容器包装のうち汚れの取れないもの ●剪定した庭木や枝は、乾かし、長さ50cm、直径30cm程度に束ねて、ひもでしばって出す。 ※1回に出せる量は、5束程度です。量が多い場合は、何回かに分けて出すか、クリーンセンターへ直接搬入してください。多量に出すことにより、他の利用者の迷惑にならないようにしてください。 ※太さが10cm以上の庭木や枝は、ごみ収集場所へ出せません。長さを50cmにして、クリーンセンターへ直接搬入してください。 ※枝以外の角材等は、細くて袋の中に入るものは、もやせるごみの袋に入れる。直径が10cm以上のものは、長さを50cmにして、クリーンセンターへ直接搬入してください。
	資源	カン (緑色) 第1・3・5火曜日		●ジュースやビールなどのスチール缶・アルミ缶 ●缶詰・菓子・粉ミルク・ペットフードなどの缶 ※中身が残っている場合は、取り除いて、水ですすいでから出してください。 ●使い切ったスプレー缶・エアゾール缶・カセットボンベなど ※スプレー缶は使用後、装着されているガス抜きキャップでガスを出し切ってから穴をあけてください。 ※カセットボンベはカセットこころ等で中身を完全に使い切ってから穴をあけてください。 ※ガス抜きや穴あけは、屋外で風通しが良く、火の気のない場所で行ってください。
	資源	ビン (黄色) 第4火曜日		●ジュース・酒・調味料・ジャム・コーヒーなどのビン ※中身が残っている場合は、取り除いて、水ですすいでから出してください。 ※ビンのフタは、その材質により分別してください。
	資源	プラスチック製 容器包装 (透明) 第1・3・4木曜日		●プラマーク表示のあるプラスチック製の容器・包装 ・レジ袋・菓子やパンなどの袋・包装フィルム・食品トレイ・卵などのパック ・カップ麺やプリンなどの容器・ソースやシャンプーなどのボトル容器 ・ビンやペットボトルなどのふた・発泡スチロール・野菜や果物のアミ袋など ※食べ物のカスなどが付いている場合は、水ですすいだり洗うなどしてから、水を切る。 ※どうしても汚れの取れないものは、「もやせるごみ」で出してください。
	資源	ペットボトル (みず色) 第2・4土曜日		●PETマーク表示のあるジュース・お茶・水・しょうゆなどのペットボトル ※水ですすいでから、つぶす。 ※ラベルとキャップは、その素材に応じ、「プラスチック製容器包装」や「もやせるごみ」として出す。
	資源	古紙 A地区第1・3火曜日 B地区第1・3土曜日 C地区第2・4火曜日 D地区第2・4土曜日 (地区割は表面参照)		●新聞・チラシ ●ダンボール ●紙パック(牛乳などの紙パックで内側が白いもの) ●雑誌類(雑誌・週刊誌・単行本・パンフレット・カタログ類) ●雑がみ(包装紙・菓子やたばこなどの紙箱・紙袋(ビニール等で加工していないもの)・名刺・封筒・コピー用紙・はがき(着せはがきを除く)・トイレトーパーやラップの芯など) ※上記の区分ごとに、束ねて、紙ひもやビニールひもで十文字にしぼる。(ガムテープは使用不可) なお、小さな雑がみは、紙袋に入れるか、大きめの包装紙やカレンダーで包み、ひもでしっかりと十文字にしぼる。(紙袋の持ち手の部分が紙以外の場合は必ず取り除く) ※古紙に粘着テープやビニール・配達伝票などが付いている場合は取り除く。 ※紙パックは、水ですすいでから、開いて、乾燥させてから出す。 ※匂い(香り)がついた紙(粉洗剤や線香の紙箱、石けんの包み紙など)・複写用紙(裏面が赤・青・黒色のカーボン紙)・アイロンプリント紙・和紙・点字用紙・油紙・食品、食材などで汚れた紙(ピザなどが入っていた紙箱など)・使用済みのティッシュペーパー・水に溶けない紙(ウエットティッシュなど)は、「もやせるごみ」で出す。
	資源	金物 小型家電 硬質プラスチック (紫色) 第2火曜日		●金物(なべ・フライパン・他の製品から分別した金属類など金属全般) ●携帯電話 ●リモコン(電池は取り除く) ●小型家電(炊飯器・ポット・カセットラジオ・ドライヤー・電子体温計など指定袋に入る程度の小型家庭電気製品) ※コード類は、根元から切断して入れてください。 ※家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機)及びパソコンは、不可 下欄★参照 ●硬質プラスチック(バケツ・洗面器・ゴミ箱・CD・DVDなど硬い材質のプラスチック製品で鉄・ゴム・紙は取り除く) ※CDやDVDは、ケースから出し、表紙などの紙を取り除いてから出してください。紙類は、雑がみとして出してください。
有害ごみ	かん電池(オレンジ色) 蛍光灯 A・B地区第2木曜日 C・D地区第4木曜日 (地区割は表面参照)		●かん電池・ボタン電池など ●水銀体温計・温度計 ●電球 ●補助球 ※透明なビニール袋でも使用可(横15cm×縦25cm程度) ●環形(丸い輪)・直管形(棒状)・球形の蛍光灯 ※蛍光灯は、ひもでしばったり、製品の箱に入れて出してください。(ガムテープは使用不可)	
不燃ごみ	もやせないごみ (赤色) 第2・5木曜日		※上記に分類できないもの ※不明な場合は、お問い合わせください。 ●ガラス類(板ガラス・レンズ・鏡・コップ) ●陶磁器類(茶わん・皿・植木ばち) ●分解できない品物(カミソリ等) ※割れているものや危険なものなどは、けがをしないように包んでください。	
粗大ごみ	1. 直接搬入... 無料 2. 戸別収集... 有料 (個別収集の依頼は、右の順序で！) ※収集日は、表面の「ごみ収集カレンダー」の下段【粗大ごみの収集と地区割り】をご覧ください。	※袋に入るごみは、分別し、指定袋に入れて搬入してください。 搬入時間 月曜日～金曜日：午前9時～正午/午後1時～4時30分 土曜日：午前9時～正午(日曜日・祝日を除く) ①クリーン推進課(クリーンセンター)へ収集の予約をする。(1回の収集につき、3個まで) ☎043-443-6937 電話予約受付時間：月曜日から金曜日 午前9時～正午/午後1時～4時30分(土曜日・日曜日・祝日を除く) ②「粗大ごみ処理券A券」を購入する。1個につき、粗大ごみ処理券1枚が必要です。 ③粗大ごみ処理券を粗大ごみに貼り、自宅の駐車場など収集車に積み込みやすい場所に運んでおく。 ※有料粗大ごみ...引越などで家具類が多く出る場合は、クリーン推進課(クリーンセンター)へお問い合わせください。 *指定ごみ袋に入り、ごみ収集場所に出せるごみは、除きます。		
☆市で収集・処理できないごみ	※販売店、工事請負業者、専門業者等にご相談ください。 不明な点は、クリーンセンターにお問い合わせください。	●自動車・自動二輪等(部品を含む) ●タイヤ ●バッテリー ●オイル ●灯油・ガソリン ●ガスボンベ ●石・土(プランターの土含む) ●消化器 ●農業用ビニール・農薬 ●コンクリート・ブロック・レンガ ●断熱材 ●石膏ボード ●建築廃材 など		
★家電4品目	家電4品目については、自分で解体などせずに、家電リサイクル法に基づいた適正なリサイクルをお願いします。 ①買い換えをする小売店、または過去にその家電製品を購入した小売店に引き取りを依頼する。 ※リサイクル料金(家電リサイクル券)、収集・運搬料金が必要です。小売店へお問い合わせください。 ②自分で下記指定引取場所へ直接持ち込む。※家電リサイクル券が必要です。郵便局でリサイクル料金を振り込んでください。 ・(株)エコマイン 富里市十倉604番地5 ☎ 0476-94-0050 ・「日本通運(株)千葉東支店」佐倉市大作1丁目8番地7 ☎ 043-498-0856 ③上記①②ができない場合は、クリーン推進課(クリーンセンター)に戸別収集を依頼することができます。 ・クリーン推進課(クリーンセンター)へ収集の予約をする。(他の粗大ごみとあわせて3個まで) ☎ 043-443-6937 ※収集日は、粗大ごみの日程と同じです。表面の「ごみ収集カレンダー」の下段【粗大ごみの収集と地区割り】をご覧ください。 ※家電リサイクル券の他に粗大ごみ処理券A券とB券が必要です。市役所環境課かクリーン推進課(クリーンセンター)で購入してください。家電リサイクル券は、郵便局で発券しています。 リサイクル料金については、家電リサイクル券センター(RKC)へお問い合わせください。 ☎ 0120-319640 [http://www.rkc.aeha.or.jp]	◇粗大ごみ処理券料金表◇ A券 1個につき540円 B券 エアコン 1,400円 テレビ 1,290円 冷蔵庫・冷凍庫 1,940円 洗濯機・乾燥機 1,720円		
★家庭用パソコン	製造メーカーに直接申し込んでください。 製造メーカーが不明なものや自分で組み立てたものは、「一般社団法人パソコン3R推進協会」へお問い合わせください。 ☎ 03-5282-7685			

表8-2 一般廃棄物処理業(事業系一般廃棄物収集運搬業)許可業者一覧表

許可番号	業者名	電話番号	住所
八許第1号	(有)八街環境	043-442-0629	八街市八街に61-1
八許第3号	(株)環境美装	0476-93-5246	富里市七栄533-78
八許第4号	(有)中徳産業	043-485-8484	佐倉市太田1453-1
八許第5号	(有)藤乃木総業	043-443-1076	八街市大木672-127
八許第6号	共同リサイクル(株)	0476-35-2635	成田市三里塚光ヶ丘1-862
八許第7号	(有)アラノ・コーポレーション	043-444-3677	八街市八街に268-3
八許第12号	(株)ダスティ	043-256-7572	千葉市若葉区みつわ台5-1-98
八許第13号	(株)北辰産業	043-489-7969	四街道市四街道1544-2
八許第16号	(株)富里興業	043-445-5979	八街市勢田476-2
八許第27号	島田商事(有)	043-496-7537	印旛郡酒々井町酒々井1688-3
八許第28号	みとみ商事(株)	043-443-5188	八街市八街ほ967-45
八許第29号	(株)コーヨーテクノ	043-309-7344	八街市四木1031-1
八許第31号	(有)クリーン事業	043-286-8688	千葉市稲毛区長沼原町279-8

※ 平成29年3月31日現在

表8-3 ごみ処理実績(平成17年~28年) (単位:t)

年度	人口(人) (10月1日現在)	収 集 ご み								事業系 (有料)	一般持込 (無料)	その他	計
		可燃	不燃	ペット	ビン	カン	プラ	古紙	粗大				
18	76,055	13,180	2,363	193	537	456		1,944	44	5,315	3,075	475	27,582
19	75,847	12,933	2,305	203	503	407		1,947	41	4,825	3,468	460	27,092
20	75,550	12,679	2,300	212	479	380		1,589	40	4,427	3,432	495	26,033
21	75,316	13,401	564	185	467	310	625	1,272	41	4,105	3,653	550	25,173
22	74,831	13,311	585	180	447	288	526	1,128	36	4,224	3,832	607	25,164
23	74,184	13,683	541	192	460	264	472	1,232	35	4,144	4,075	498	25,596
24	73,615	13,819	494	176	428	284	461	1,065	38	4,225	3,855	385	25,230
25	72,897	13,764	498	187	431	272	438	1,025	43	4,317	3,645	358	24,978
26	73,361	13,482	458	190	413	258	421	801	42	4,365	3,654	344	24,428
27	72,861	13,389	461	183	420	236	411	740	50	4,407	3,648	351	24,296
28	72,196	13,449	435	184	413	238	409	1,029	46	4,239	3,556	276	24,274

2 ごみ処理の対策

(1) ごみの減量

① 減量化

広報やホームページの掲載、施設見学等を通して、市民のごみの分別に対する意識を高め、燃やせるごみの中から雑がみを古紙として分別し資源化することで、燃やせるごみを減らしていきます。また、埋め立てを行っている最終処分場の延命化を図るため、燃やせないごみの袋に混入されやすいプラスチック製品や鉄製品を資源ごみとして分別し、埋め立てごみを減らしていきます。

どうしたら減らすことができるか

- 新聞、ダンボール、雑誌、紙パック、雑がみは古紙として出す
- 料理は、食べ残さないように適量を作る
- 引き取り可能なビン類は、返却する
- 流しの生ごみは、水をよく切ってから出す
- 無駄な包み紙は断る
- 生ごみ等はたい肥化し利用する
- 資源ごみを再生利用する

② 資源回収

資源回収とは、古新聞や雑誌、ジュースの缶、空きびんなどをごみとして捨てるのではなく、資源物として回収し、ごみの再資源化を図ることです。

市では、表8-4に示すとおり奨励金制度を設け資源の有効活用を推進しています。

表8-4 資源回収実施奨励金

(概要)			
1 ごみの減量化と資源の有効活用を推進し、リサイクル意識の向上や再資源化を図る。			
2 実施団体(区、町内会、子供会など)に回収量1kgにつき4円の奨励金を交付する。			
(奨励金の対象となる資源ごみ)			
1 古紙類(新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、雑がみなど)			
2 スチール缶			
3 アルミ缶			
4 びん類(一升びん、ビールびん)			
(実施団体の登録要件)			
1 市内で活動する市民団体であること			
2 資源ごみ集積所を設置し、管理できること			
3 計画的な集積活動ができること			
(資源回収の流れ)			
	①実施登録	④回収量の申請	
実施団体			八 街 市
		⑤奨励金の交付	
②回収 及び売却	③回収量報告及び支払	協定書	補助金の交付
八街市リサイクル事業協同組合			

(2) 処理体制の充実

ごみを適正に処理するためには、収集、運搬、処分とそれぞれの体制を充実させることが必要なことから、市ではこれまで焼却場の建設や最終処分場の整備を行ってきました。現在の最終処分場は平成10年度に嵩上げ工事が完了し、平成11年4月から埋立てを開始するとともに、次世代社会を見据えた環境保全機能を備えた高度ごみ焼却処理施設として建設され平成14年12月から本稼働を開始しました。

しかしながらいかなる処分場であっても、埋立て可能な量は限られていますので、一人ひとりが収集処分する側の身になって、ごみの減量化や分別収集に協力していかなければなりません。

市ではこれからも、効率的で適正に処理できるような体制づくりを進めていきます。



八街市一般廃棄物最終処分場

(3) ポイ捨て対策

「八街市さわやかな環境づくり条例」いわゆるポイ捨て禁止条例が平成10年11月1日から施行され、空き缶や空きびん・たばこの吸い殻などの投げ捨て、飼い犬のフンの放置が禁止されました。この条例は市民、事業者、土地所有者、占有者、八街市を訪れる人すべてが対象になり、ごみのポイ捨てをすると2万円以下の罰金を科されることがあります。

空き缶や空きびんの投げ捨ては、街を汚すだけでなく、大変危険です。また、タバコの吸い殻の投げ捨ては、火災原因にもなりますので、絶対にしないでください。

「八街市さわやかな環境づくり条例」を中心に市と市民、事業者、土地所有者等が一体となって、清潔で美しいまちづくりを進めます。



不法投棄現場

(4) 不法投棄の防止

一部の不心得者のために道路、空き地、山林等にごみが絶えません。不法投棄されるごみは、建築資材、商店ごみが多く、家庭からの一般ごみもかなりあります。悪質なものになると、夜中にダンプカーで運搬し、空き地や山林に捨てていくもの

もあります。

そこで、市では、不法投棄等の不適正処理の防止と適正処理を図るため、平成4年4月1日より不法投棄監視員制度を設け、監視及び啓発を連携強化しております。また、通報やパトロールで投棄者が判明した場合には、指導等を行っています。

しかし、不法投棄は、投棄者を見つけることが難しい場合が多く、一度誰かが捨てると、そこがごみの投棄場所になってしまいます。最終的には土地所有者に管理の徹底をお願いするとともに、場所によっては柵や塀を設置していただくよう指導しています。

市は、ごみの適正な処理を維持するため「家庭ごみの正しい分け方・出し方」のポスターを各家庭に配布し、定期的なパトロールの強化、立看板の設置等をし、よりよい環境づくりに努めています。



3 し尿の現状

(1) し尿処理

市のし尿については、印旛衛生施設管理組合（佐倉市、四街道市、八街市、富里市、酒々井町で組織している。）で、し尿及び浄化槽汚泥処理に関する業務を、昭和38年から共同で実施しています。

同組合は平成15年3月から新しい処理施設が稼働しています。稼働能力は、し尿処理施設が43KL/日、汚泥処理施設が152KL/日です。

なお、同組合の処理施設の概要は表8-5、八街市の汚泥の収集・運搬機材は表8-6のとおりです。

表8-5 浄化槽汚泥の処理施設概要

1. 処理能力	生し尿	43KL/日
	浄化槽	152KL/日
	合計	195KL/日
2. 処理方法	主処理	高負荷脱窒素処理方式
	高度処理	砂ろ過・活性炭吸着
	汚泥処理	脱水・堆肥化
	脱臭処理	生物脱臭・薬液洗浄・活性炭吸着

表8-6 八街市における汚泥の収集・運搬機材

車種	3.0KL	3.4KL	3.5KL	3.6KL	3.7KL
台数	4	1	3	0	2

(2) し尿収集

本市のし尿汲み取り及び浄化槽の清掃については、市が許可した2業者が行っています。地域別の汲み取り及び清掃業者は表8-7のとおりです。

表8-7 地域別し尿汲み取り及び浄化槽の清掃業者

地 域	行 政 区 域	し尿汲み取り及び浄化槽の清掃業者名 (連絡先)
北部地域	一区、二区、五区、七区、朝日、富山、文違、住野、榎戸、大関、真井原、西林、泉台、みどり台、藤の台、ライオンズガーデン、喜望の杜、八街榎戸学園台	(株)五十嵐商会 八街市八街は10-35 TEL 443-4676
南部地域	三区、四区、六区、大東、夕日丘、四木、滝台、沖、山田台、大谷流、小谷流、根古谷、岡田、用草、勢田、東吉田、吉倉、砂、上砂、希望ヶ丘、ガーデンタウン	大成企業(株) 八街市八街は371-9 TEL 443-3231

表8-8 平成28年度 し尿処理実績(平成28年4月～平成29年3月)

(単位 kl)

月	大成企業			五十嵐商会		
	生し尿	浄化槽		生し尿	浄化槽	
		単独	合併		単独	合併
4月	134.27	366.22	162.60	127.96	364.29	104.79
5月	134.39	329.29	218.85	132.51	277.95	265.49
6月	132.74	456.36	216.47	124.92	389.84	164.19
7月	129.39	370.38	231.18	129.83	367.76	159.16
8月	135.67	289.67	196.21	146.79	446.58	117.94
9月	143.86	314.53	146.06	144.59	408.75	118.57
10月	138.44	379.66	200.50	117.06	381.76	138.63
11月	134.80	294.08	114.04	111.02	385.21	101.65
12月	150.79	436.75	196.02	120.07	388.64	99.93
1月	123.45	343.55	162.13	124.87	345.58	182.86
2月	123.69	320.78	208.28	110.50	473.80	73.22
3月	140.09	453.56	340.57	114.27	365.19	241.65
計	1621.58	4354.83	2392.91	1504.39	4595.35	1768.08

(3) 浄化槽

合併浄化槽の平成28年度末現在の把握基数は10,839基です。規模別では、処理対象人員が10人以下のいわゆる家庭用浄化槽が大部分を占めています。

また、第4章 水質汚濁 で記述しましたが、家庭用小型合併処理浄化槽設置の補助制度がありますので、これを利用していただくよう指導しています。

今後は、下水道の普及により、接続できる地区では、設置基数は減少してきますが、下水道認可区域外では、増加していくものと思われます。

なお、浄化槽の設置等の手続き及び設置基準、関係者の責務等については、浄化槽法のほか、各関係法令並びに千葉県浄化槽取扱指導要綱により定められています。

表8-9 浄化槽規模別設置状況(平成28年度)

規模別	単独浄化槽	合併浄化槽
10人以下	-23	123
11人～20人	0	4
21人～50人	0	7
51人～100人	0	1
101人～500人	0	5
500人以上	0	0
計	-23	140

<合併処理浄化槽概要書集計より>

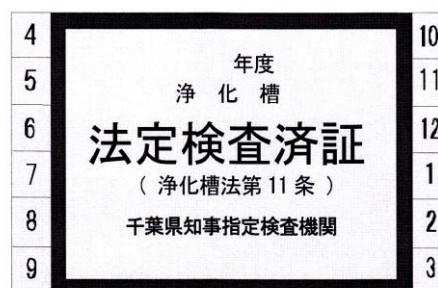


家庭用小型合併処理浄化槽

浄化槽の使用者は、浄化槽法により年1回の法定検査が義務づけられています。法定検査は毎年必ず受けて早期に不適正箇所を発見し改善しましょう。

表8-10 浄化槽検査手数料

人槽区分	法第7条検査		法第11条検査	
	設置後の水質検査		定期検査	
	合併浄化槽	単独浄化槽	単独浄化槽	合併浄化槽
10以下	10,000円	5,000円	5,000円	5,000円
11～20	14,000円	8,000円	8,000円	10,000円
21～50	15,000円	9,000円	9,000円	11,000円
51～100	18,000円	12,000円	12,000円	14,000円
101～300	20,000円	14,000円	14,000円	16,000円
301～500	22,000円	16,000円	16,000円	18,000円
501以上	26,000円	20,000円	20,000円	22,000円

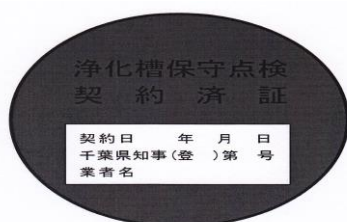


法定検査済証

浄化槽の保守点検は、機械の点検・調整、スカム・汚泥の状況確認や消毒剤の補充などを行います。保守点検に必要な専門的知識・技術及び器具機材がない場合は、県条例に基づき千葉県知事の登録を受けた業者に設置者が直接委託してください。

また、浄化槽の清掃は、市が許可した清掃許可業者に依頼することになります。

なお、市の許可を受けた業者は、表8-7に示したとおりです。



浄化槽保守点検契約済証



浄化槽清掃済証

4 し尿の対策

(1) 浄化槽の保守点検及び清掃の徹底

浄化槽は、保守点検や清掃を怠ると水質汚濁や悪臭など公害の発生原因になります。快適な日常生活を営むためにも、正しい知識を持ち、適正に取り扱うことが必要です。そのため市では、浄化槽の維持管理に対する啓蒙に努めるとともに、指導を行っています。

表8-11 保守点検の回数
単独浄化槽（みなし浄化槽）

処理方式	浄化槽の種類	点検期間／1回
全ばっ気	処理対象人員が20人以下	3月
	処理対象人員が21人～300人以下	2月
	処理対象人員が301人以上	1月
分離接触ばっ気、 分離ばっ気、単純ばっ気	処理対象人員が20人以下	4月
	処理対象人員が21人～300人以下	3月
	処理対象人員が301人以上	2月
散水ろ床、平面酸化床、 地下砂ろ過		6月

合併浄化槽

処理方式	浄化槽の種類	点検期間／1回
分離接触ばっ気、 嫌気ろ床接触ばっ気、 脱窒ろ床接触ばっ気	処理対象人員が20人以下	4月
	処理対象人員が21人～50人以下	3月
活性汚泥		1月
回転板接触、 接触ばっ気、 散水ろ床	① 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する	1週
	② スクリーン及び流入調整タンク又は流入調整槽を有する(①を除く)	2週
	①、②以外	3月

<※ 上記以外の処理方式の場合は、メーカー指定の回数で点検>

※ 使用にあたっては、次のことに注意してください。

1 プロアー（モーター）の電源を切らないこと

ばっ気型の浄化槽は空気を好む微生物を繁殖させるため、常時プロアーを作動させ、空気を送りこんでいなければなりません。また、腐敗タンク方式の場合は、通気口をふさがないでください。



3 水はきちんと流すこと

洗じょう水は、1日1人につき50Lは必要です。小用の場合にも

きちんと流すように心がけてください。



5 浄化槽の上部又は周辺には、物を置かないこと

機能、保守点検又は清掃に支障を及ぼすおそれのある物を置かないでください。



2 劇薬や洗剤の使用は避けること

便器掃除に劇薬成分を含む洗剤等を使うと、浄化槽内の微生物が死んでしまうことがあります。

便器掃除は、なるべく早めにぬるま湯や薄い石けん液で行ってください。



4 トイレトペーパーを

必ずトイレトペーパーを使用するようにしてください。水に溶けない新聞紙タバコの吸いがら、紙おむつ、衛生綿、生理用品などの異物は絶対に投げ入れないでください。



6 故障や異常が発生した場合は…

異常な臭気が発生したり、モーターが止まってしまったりした場合等には直ちに保守点検業者に連絡し処置してください。

(2) 汚泥の処理

し尿処理過程で発生した汚泥(余剰汚泥)は、一般に脱水して埋立て等により処分をしますが、印旛衛生施設管理組合では脱水汚泥を発酵させ有機肥料として製品化し、再利用しています。

○ 印旛衛生施設管理組合有機肥料化施設

処理能力 し尿余剰汚泥16.2m³/日(含水率85%)

処理方法 好気性発酵方式



有機肥料製造途中(発酵槽)

5 産業廃棄物の現状と対策

(1) 概要

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、建設廃材、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃プラスチックなどの19種類が定められています。これらは、事業者自らが適切に処理するか、県の許可した産業廃棄物処理業者に処理してもらう方法がありますが、総排出量が年間数億トンと言われており、質的にも多種多様で不適正な処理がなされると環境に著しい悪影響を及ぼすおそれがあるため、厳しい規制が行われています。

表8-14

区分	種類	具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	1. 燃えがら	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃廃棄物、その他の焼却かす
	2. 汚でい	排水処理後のでい状のもの、各種製造業の製造工程で排出されたでい状のもの、活性汚泥法による余剰汚でい、ビルピット汚でい、カーバイトかす、ベントナイト汚でい、洗車場おでいなど
	3. 廃油	鉱物性油、動物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤タールピッテウェスなど
	4. 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、各種の有機廃酸など、すべての酸性廃液
	5. 酸アルカリ	写真定着廃液、廃ソーダ、金属せっけん液などすべてのアルカリ性廃液
	6. 廃プラスチック	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤも含む)など固形状液状のすべての合成高分子系化合物、発泡スチロール、写真フィルム、ペットボトル、ビニール、プラスチック製品など
	7. ゴムくず	天然ゴムくず
	8. 金属くず	鉄くず、鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、空き缶、スチール机、ロッカーなど
	9. ガラスくず及び陶磁器くず	ガラスくず、(ビン類)、耐火レンガくず(工作物でない物)、陶磁器くず、石膏ボード、アスベスト及びアスベストのコンクリート固化物など
	10. 鉱さい	鋳物廃砂、高炉、平炉、電気炉、など溶解炉のかす、ボタ、不良切開、粉灰かすなど
	11. コンクリートの破片等	工作物の除去にともなって生ずるコンクリートの破片、レンガの破片、アスベストコンクリート製品、その他これに類する不要物
	12. ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
	13. 紙くず	PCBが塗布されているもの
特定の事業活動に伴うもの	14. 紙くず	パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、印刷、加工業から生ずる紙、板紙のくずなど
	15. 木くず	①建設業に係るもの(工作物の除去に伴って生じたものに限る) ②木材又は木製品製造業(家具製造業を含む)、パルプ製造業輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、バーク類など
	16. 繊維くず	衣服その他の繊維製品製造業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	17. 動植物性残渣	食品製造業、衣料品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚、獣のあらなど
	18. 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿(畜産類似業も含む)
	19. 動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどの死体
20. 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの		
輸入された廃棄物	航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く廃棄物	

特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類等
	廃酸	水素イオン濃度指数(ph)2.0以下の廃酸
	廃アルカリ	水素イオン濃度指数(ph)12.5以上の廃アルカリ
	感染性産業廃棄物	医療機関等から発生する注射針、注射筒、廃血液等
	特定有害産業廃棄物	廃PCB、PCB汚染物 PCBが塗布された紙くず、PCBを含む廃油、PCBが封入された廃プラスチック類若しくは金属くず
	有害産業廃棄物	廃石綿等 建築物から除去した石綿、石綿含有保温剤、作業に用いたプラスチックシート、防じんマスク、発じん機又は集じん機で集められた石綿等
	有害産業廃棄物	有害物質が厚生労働省で定める埋立の判定基準に適合しないもの

(注) 廃棄物処理法では、産業廃棄物に該当しないものを一般廃棄物としている。

なお、有価物及び次のものは法の対象とならない。

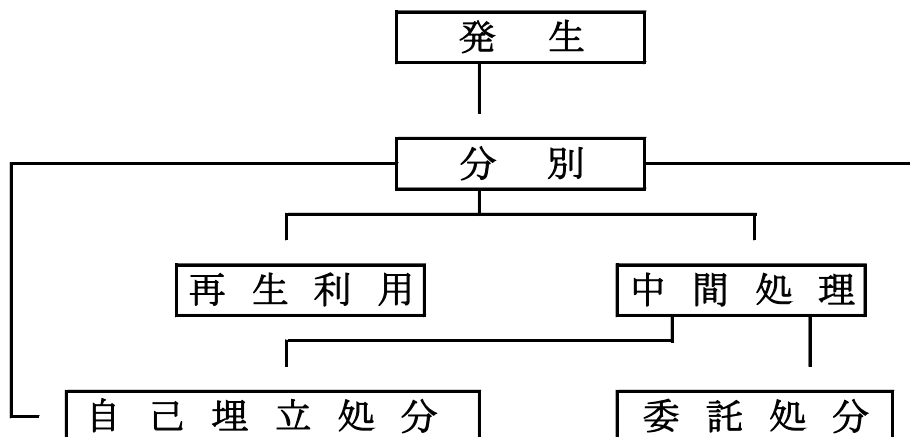
- ① 気体状のもの
- ② 放射性物質及びこれによって汚染されたもの
- ③ 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂やその他これに類するもの
- ④ 漁業活動に伴って魚網にかかった水産動植物等であって当該漁業活動を行った現場付近において排出されたもの
- ⑤ 土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

(2) 事業者の処理責任

- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。(排出者責任の原則)
- 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければなりません。(自己処理責任の原則)

図8-2

廃棄物処理の流れ



(3) 処理の基準

産業廃棄物の処理とは、廃棄物が発生してから最終的に処分されるまでの行為、すなわち廃棄物の「分別」、「保管」、「収集」、「運搬」、「発生」及び「処分」までの一連の流れの行為をいいます。

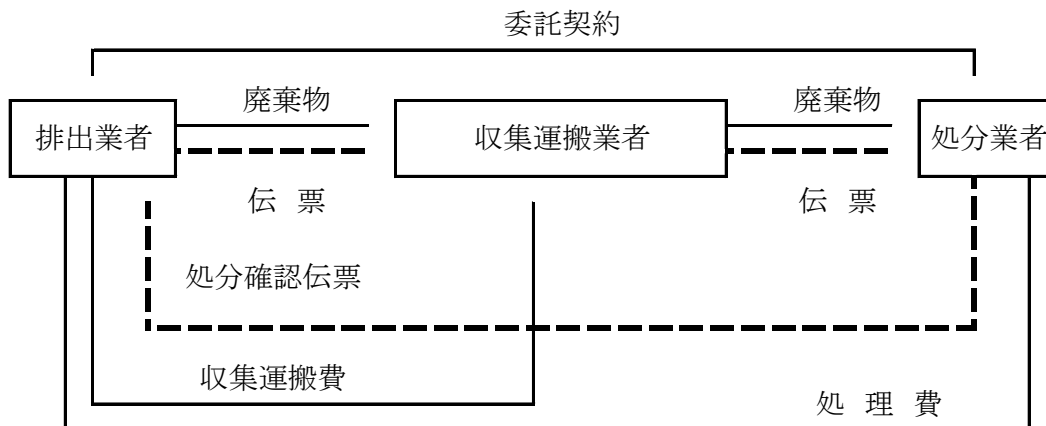
- ① 保管の基準・・・・・・・・保管施設により行い、飛散・流出・地下浸透・害虫・悪臭の発生などないようにしなければなりません。
- ② 収集・運搬の基準・・・飛散・流出しないようにし、悪臭が漏れることのない運搬車・運搬容器等を用いなければなりません。

(4) 処理委託の手順

排出事業者が自ら処理することが原則ですが、やむを得ず委託する場合は次の手順で委託処理を行います。

なお、産業廃棄物処理業者に一般廃棄物の処理等の委託はできません。

図8-3 委託処理の流れ



(5) 対策

現在、八街市には、中間処理施設が6箇所あり、事業を実施しています。

市では、これら処理施設の管理等適正に行われているか監視するとともに、収集運搬業者に対しても適正な処分場に運搬するよう指導しています。

今後もパトロール等を強化し、よりよい環境の保全に努めていきたいと思えます。

しかし、増え続ける廃棄物に対して、処分する場所が無いという苦情が増えており、今後は「適正な処分場の確保」という課題が生じてくる傾向にあります。

1 衛生害虫駆除

2 食品衛生

8 1



- 水洗いが一番！
- 調理器具は魚専用のものを！
- 調理器具は洗淨・消毒が大切！
- 保存は冷蔵庫で、できるだけ5℃以下に！

